

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年6月24日
【事業年度】	第58期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）
【会社名】	SRSホールディングス株式会社
【英訳名】	SRS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 重里 政彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222 - 3101(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営戦略本部長 夏井 克典
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222 - 3101(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営戦略本部長 夏井 克典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
売上高 (百万円)	42,885	54,505	60,228	67,478	76,421
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,669	669	2,162	2,539	2,994
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	1,574	1,451	1,798	925	1,694
包括利益 (百万円)	1,695	1,378	2,102	1,169	1,727
純資産額 (百万円)	14,390	14,055	16,159	17,021	18,441
総資産額 (百万円)	35,492	34,376	35,733	45,944	47,145
1株当たり純資産額 (円)	354.87	331.70	380.55	398.89	431.37
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	41.57	35.40	43.49	22.39	40.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	41.26	-	-	20.65	36.82
自己資本比率 (%)	39.75	39.90	44.04	35.90	37.84
自己資本利益率 (%)	13.18	-	12.21	5.74	9.87
株価収益率 (倍)	19.41	-	26.58	52.70	29.70
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,705	2,075	3,727	3,677	4,871
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,861	2,801	2,292	10,460	2,759
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	550	30	1,216	6,978	1,397
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	12,834	12,150	12,371	12,567	13,287
従業員数 (名)	1,402	1,370	1,384	1,742	1,927
(外平均臨時雇用者数) (名)	(4,027)	(4,640)	(4,768)	(5,140)	(5,378)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第55期及び第56期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第55期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されており記載しておりません。
3. 第55期において、株式会社NISの全株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を令和5年3月31日としており、第55期においては貸借対照表のみを連結しております。
4. 第56期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第55期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。
5. 第57期において、株式会社アミノの全株式を取得し、同社及び同社の子会社である株式会社船勘フーズを連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を令和6年9月30日としており、令和6年10月1日より令和7年3月31日までの6ヶ月間の業績を連結しております。また、株式会社シングアの全株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を令和6年12月31日としており、令和7年1月1日より令和7年3月31日までの3ヶ月間の業績を連結しております。
6. 第58期において、株式会社すし弁慶の全株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を令和7年9月30日としており、令和7年10月1日より令和8年3月31日までの6ヶ月間の業績を連結しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
売上高 (百万円)	16,282	18,645	22,753	23,520	25,247
経常利益又は経常損失 () (百万円)	732	196	898	1,270	717
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	528	743	812	242	661
資本金 (百万円)	10,454	11,077	11,077	11,077	11,077
発行済株式総数 (株)	39,872,284	41,470,184	41,470,184	41,470,184	41,470,184
純資産額 (百万円)	14,478	14,790	15,831	15,911	16,221
総資産額 (百万円)	32,053	31,832	32,422	40,026	40,487
1株当たり純資産額 (円)	364.11	357.69	382.86	384.68	392.17
1株当たり配当額 (円)	5.00	-	7.50	7.50	10.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	13.95	18.15	19.66	5.87	15.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	13.85	-	-	5.42	14.36
自己資本比率 (%)	45.16	46.46	48.83	39.74	40.06
自己資本利益率 (%)	4.12	-	5.31	1.53	4.12
株価収益率 (倍)	57.85	-	58.81	200.95	76.12
配当性向 (%)	35.85	-	38.15	127.72	62.55
従業員数 (名)	71	80	80	95	98
(外平均臨時雇用者数) (名)	(10)	(8)	(0)	(3)	(6)
株主総利回り (%)	94.5	110.9	136.0	139.7	145.2
(比較指標: TOPIX(東証株価指数)) (%)	(99.6)	(102.5)	(141.7)	(136.1)	(179.0)
最高株価 (円)	863	958	1,258	1,378	1,318
最低株価 (円)	737	771	928	1,083	1,030

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第55期及び第56期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第54期及び第55期の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

3. 第55期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失が計上されており記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は令和4年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

- 昭和43年8月 株式会社尼崎すし半本店を設立。
- 昭和45年1月 恒栄フード・サービス株式会社に商号を変更。本社を大阪市淀川区に移転し、工場を新設。
- 昭和49年7月 株式会社サトに商号を変更。
- 昭和57年6月 大阪府堺市に工場を移転。
- 昭和59年3月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 昭和59年9月 子会社サト運輸株式会社を設立。
- 昭和62年8月 神奈川県相模原市に関東配送センターを新設。
- 昭和63年9月 子会社株式会社芳醇を設立し、居酒屋事業に進出。
- 平成元年8月 株式会社芳醇の株式の100%を取得。
- 平成元年9月 大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定。
- 平成2年7月 子会社スペースサプライ株式会社を設立。
- 平成3年3月 株式会社スインビー・フーズを買収し、酒類販売業に進出。
- 平成8年4月 子会社株式会社芳醇を吸収合併。
- 平成9年3月 子会社株式会社スインビー・フーズを清算。
- 平成10年10月 サトレストランシステムズ株式会社に商号を変更。
- 平成18年3月 大阪府堺市（現・堺市堺区）に本社を移転。
- 平成20年2月 中国上海に子会社上海莎都餐飲管理有限公司を設立。
- 平成20年9月 子会社サト運輸株式会社を清算。
- 平成22年8月 子会社上海莎都餐飲管理有限公司の出資持分の81%を譲渡。
- 平成22年10月 子会社サト・アークランドフードサービス株式会社（現・連結子会社）を設立。
- 平成24年11月 大阪市中央区に本社を移転。
- 平成25年7月 株式会社フーズネットの全株式を取得し、完全子会社化。
- 平成25年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所市場第一部に上場。
- 平成28年2月 統一上都股份有限公司を完全子会社化（社名を台湾上都餐飲股份有限公司に変更）。
- 平成28年9月 株式会社宮本むなし及び株式会社TWO SIXの全株式を取得し、完全子会社化。
- 平成29年3月 株式会社宮本むなし（吸収合併存続会社）と株式会社TWO SIX（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併。
- 平成29年4月 平成29年2月に設立した株式会社すし半にすし半事業を吸収分割し、同社の全株式を譲渡。
- 平成29年4月 持株会社体制への移行を目的として、サトフードサービス株式会社（現・連結子会社）を設立。
- 平成29年10月 SRSホールディングス株式会社に商号変更。飲食店の経営及びFC本部の運営等の事業を会社分割により、100%子会社であるサトフードサービス株式会社に承継。
- 令和元年5月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と資本業務提携。
- 令和2年2月 株式交換により、株式会社家族亭及び株式会社サンローリーの全株式を取得し、完全子会社化。
- 令和3年4月 株式会社宮本むなし（吸収合併存続会社）と株式会社サンローリー（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併し、存続会社である株式会社宮本むなしの商号を「M&Sフードサービス株式会社」に変更。
- 令和4年4月 子会社スペースサプライ株式会社を吸収合併。
- 令和4年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。
- 令和5年2月 株式会社NISの全株式を取得し、完全子会社化。
- 令和6年5月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社（現 株式会社アドバンテッジパートナーズ）と事業提携。
- 令和6年7月 株式会社アミノの全株式を取得し、完全子会社化。
- 令和6年10月 株式会社シンガの全株式を取得し、完全子会社化。
- 令和7年4月 子会社株式会社NISを承継会社、子会社株式会社シンガを分割会社とする会社分割（吸収分割）を実施。
- 令和7年9月 株式会社すし弁慶の全株式を取得し、完全子会社化。
- 令和7年10月 子会社株式会社シンガを清算。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社10社で構成されており、飲食店の経営を主たる事業としております。
 なお、当社グループは外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
 当社グループの事業内容及び当社との位置付け、事業の系統図は次のとおりであります。

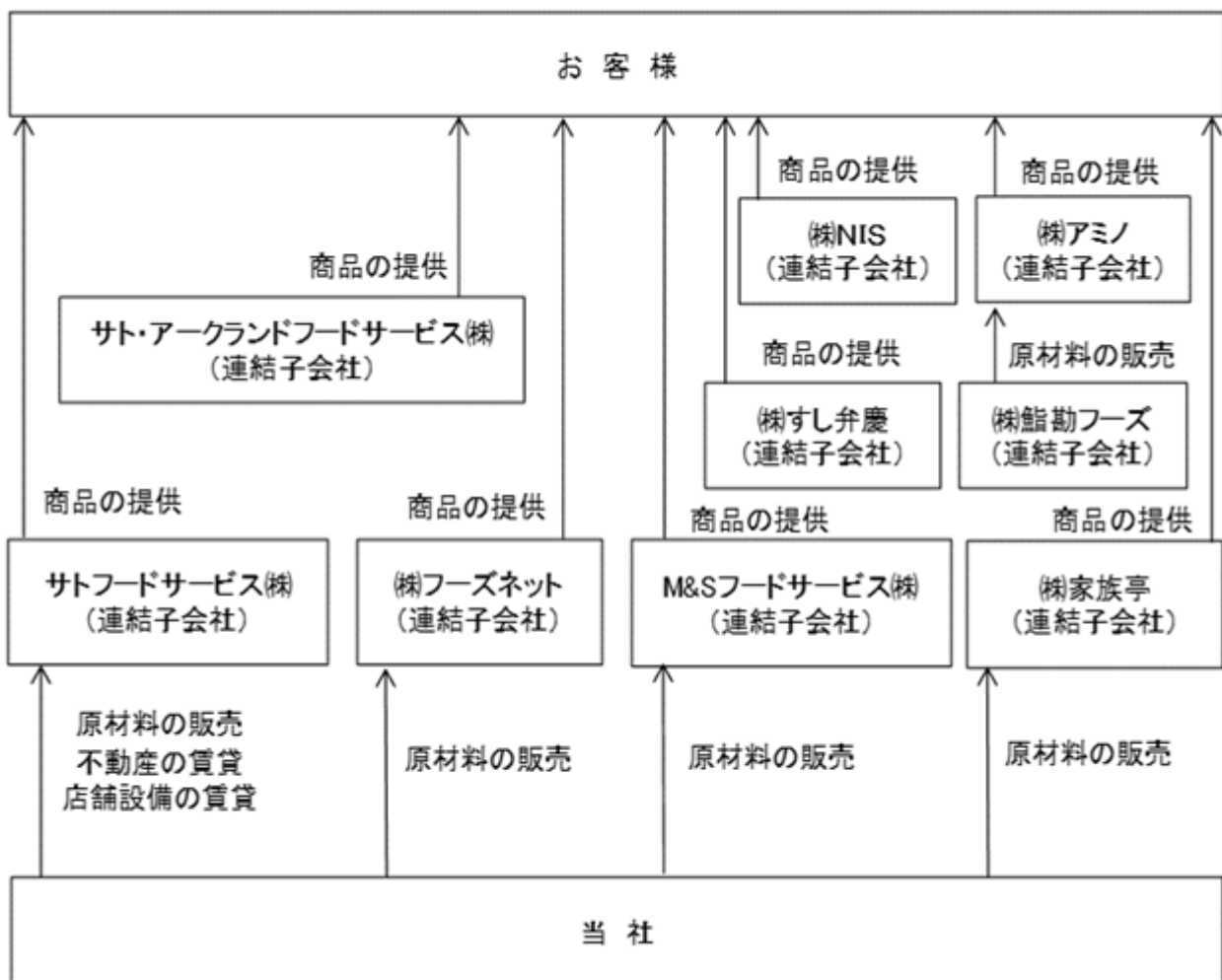
(1) 当社グループの事業内容及び当社との位置付け

[飲食店の経営] サトフードサービス株式会社、株式会社フーズネット、株式会社家族亭、株式会社アミノ、M&S
 フードサービス株式会社、株式会社すし弁慶、株式会社NIS及びサト・アークランドフードサー
 ビス株式会社は、和食を中心とする飲食店を経営しております。

[その他] 株式会社鮪勤フーズは、水産物の加工・販売を主たる事業としております。
 台湾上都餐飲股份有限公司は令和8年4月10日に清算終了しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当して
 おり、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断するこ
 ととなります。

(2) 事業の系統図



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) サトフードサービス(株) (注) 2, 4	大阪市 中央区	1	飲食店の経営	100	不動産の賃貸 役員の兼任 原材料等の販売 設備等の賃貸 従業員の出向 商標権管理 経営指導 業務受託 資金の貸付・借入 設備の譲渡
(株)フーズネット (注) 2, 4	大阪市 中央区	50	飲食店の経営	100	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 経営指導 業務受託 資金の貸付・借入
(株)家族亭 (注) 2, 4	大阪市 中央区	10	飲食店の経営	100	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 原材料の仕入 経営指導 業務受託 資金の貸付・借入
(株)アミノ	宮城県 仙台市	10	飲食店の経営	100	役員の兼任 資金の貸付・借入
M&Sフードサービス(株)	大阪市 中央区	1	飲食店の経営	100	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 業務受託 資金の貸付・借入
(株)すし弁慶	鳥取県 米子市	10	飲食店の経営	100	役員の兼任 資金の貸付・借入
(株)NIS	大阪市 中央区	1	飲食店の経営	100	役員の兼任 従業員の出向 業務受託 資金の貸付・借入
(株)鮪勘フーズ (注) 3	宮城県 仙台市	30	水産物の 加工・販売	100 (100)	役員の兼任 資金の貸付・借入
サト・アークランドフードサービス(株)	大阪市 中央区	50	飲食店の経営	51	建物の賃貸 役員の兼任 業務受託 資金の貸付・借入
台湾上都餐飲股份有限公司	台湾 台北市	357	飲食店の経営	100	役員の兼任

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. サトフードサービス(株)、(株)フーズネット及び(株)家族亭は特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. サトフードサービス(株)、(株)フーズネット及び(株)家族亭については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(百万円)

	サトフードサービス(株)	(株)フーズネット	(株)家族亭
(1) 売上高	31,864	15,066	9,871
(2) 経常利益	871	996	358
(3) 当期純利益	726	515	228
(4) 純資産額	390	4,043	317
(5) 総資産額	6,102	6,402	3,141

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」をフィロソフィー（企業哲学）としており、人々が生きていく上で最も大切な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することにより、豊かな暮らしを実現することをめざし、地域になくってはならない企業として、「最も顧客に信頼されるレストランの実現」を基本方針としております。

(2) 中期的な会社の経営戦略

令和7年5月に令和8年3月期から令和12年3月期までの5年間を対象とする中期経営計画「SRS VISION 2030」を策定し、「心を満たす和食を、もっと身近に、日本中の人々へ。そして世界へ。」～“Entertain with heartwarming Japanese cuisine, from Japan to the world.”～を掲げ、下記基本方針と4つの重点戦略の基、さまざまな経営課題に取り組み、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

<基本方針>

既存事業の飛躍的な発展と新たな収益基盤の確立による和食チェーングループ圧倒的 No.1の実現

<重点戦略>

- ・ “和食さと”のナショナルブランド化
- ・ “にぎり長次郎” “うまい鮎鮎”でグルメ寿司チェーン圧倒的 No.1の実現
- ・ 第3、第4の収益の柱となる事業の確立
- ・ 売上高1,000億円超を支えるグループ機能の強化とサステナブル経営の推進

(3) 目標とする経営指標

わが国の社会情勢としましては、円安などの影響により原材料価格の上昇や、人手不足による物流費・建築費・人件費の増加、不安定な国際情勢の影響や地政学的リスクの高まり、長引く物価上昇に伴う消費者マインドの下振れリスクの高まりなど、依然として厳しい状況が継続しております。外食需要としては、大阪・関西万博の開催効果も含むインバウンド需要の拡大といった要因により堅調に推移しているものの、実質賃金の伸びが弱い傾向や景気の先行きへの不安などから消費者の節約志向が高まっています。

このような状況に対応するため当社グループは、「既存事業の飛躍的な発展と新たな収益基盤の確立による和食チェーングループ圧倒的No.1の実現」を基本方針とした中期経営計画「SRS VISION 2030」にて、売上高、経常利益、店舗数、ROE、ROICの目標を設定しております。具体的な目標数値につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する分析・検討内容」に記載しております。

(4) グループ全体の今後の取り組み

今後の見通しにつきましては、上記「(3)目標とする経営指標」に記載の通り、先行きが不透明な経営環境が続くと予想される中、当社グループは、フィロソフィー（企業哲学）である「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」を実現すべく、従業員、お客様の安全を確保しながら、中期経営計画で掲げた4つの重点戦略に合わせた各種施策を継続的に実施し、更なる収益性の向上と規模拡大により、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

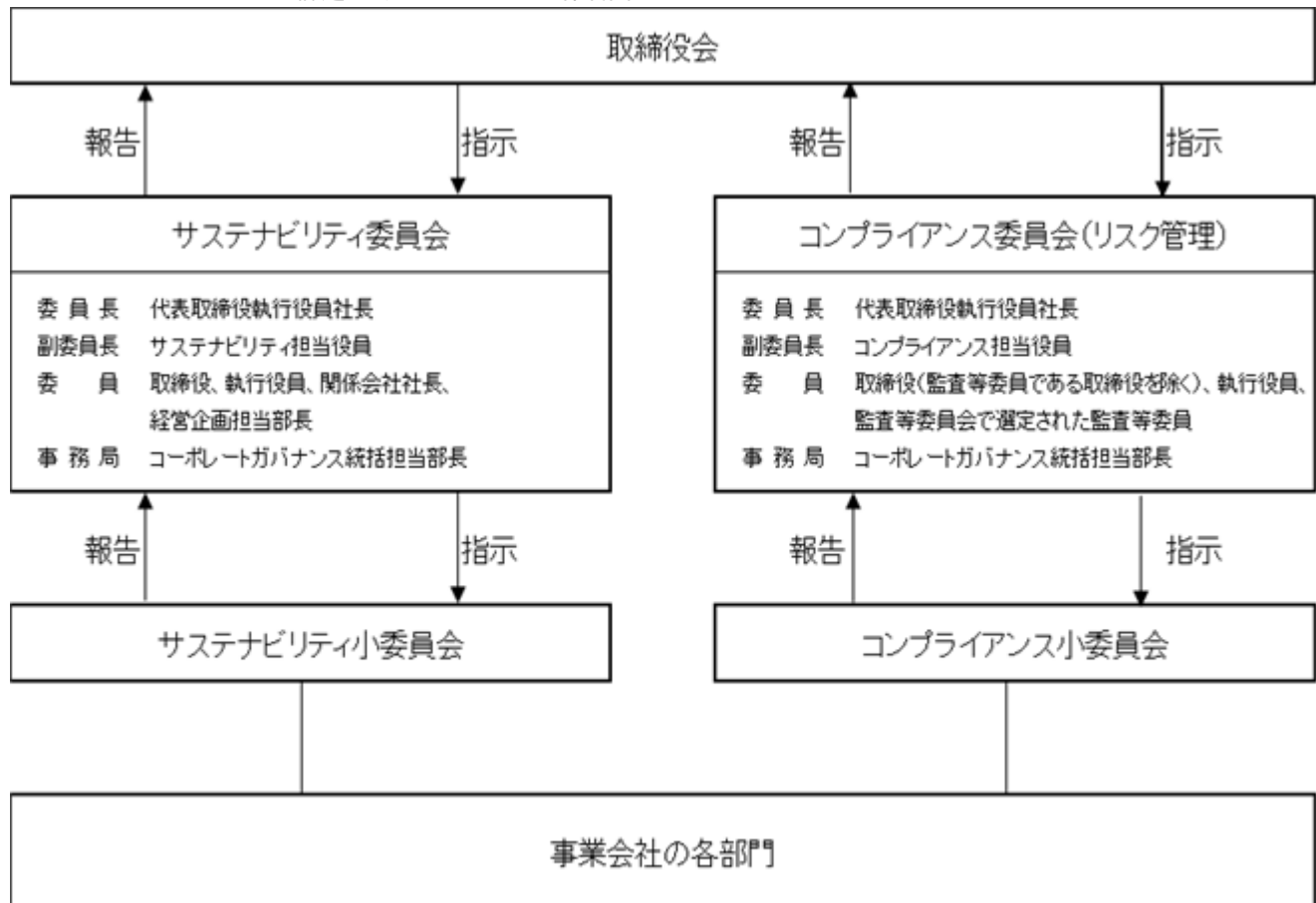
(サステナビリティ基本方針)

当社グループは、「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」をフィロソフィーとした事業活動を通じて、お客様、従業員、取引先、株主・投資家、地域社会などすべてのステークホルダーと共に成長し、持続可能な社会の実現に向けて、社会課題の解決と価値の創造に取り組んでまいります。

(1) ガバナンス

当社グループのサステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続については、次のとおりであります。

サステナビリティ課題に対するガバナンス体制図



各部門の役割

組織	役割
取締役会	サステナビリティ委員会及びコンプライアンス委員会より定期的に報告を受け、気候関連課題を含むサステナビリティ課題に関する取り組みの進捗について、管理・監督を行う。(毎月開催)
サステナビリティ委員会	グループの持続的な成長を目的とした、地球環境諸対策や食品廃棄物の削減等の環境課題と、SDGs課題の達成に向けた様々な取り組みを推進し、グループ横断的な統制と重要事項の審議をし、取締役会へ報告する。(都度開催)
コンプライアンス委員会	コンプライアンスに関する最高協議機関として、コンプライアンスに関する意識の浸透や、不正や不祥事等の違法行為の発生防止に向けた取り組みと、当社グループの各事業に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて精査し、会社として重要なリスクであるかの判断、対策案の作成等を行い、取締役会へ報告する。(都度開催)
サステナビリティ小委員会	サステナビリティ委員会の設定した基本方針に基づき、各種環境関連法令・規制に対する具体的対策の検討や、決議事項に基づいた各事業会社への指導・助言、社内啓発を行う。(都度開催)
コンプライアンス小委員会	コンプライアンスに関する具体的な取り組みや、協議した諸問題をコンプライアンス委員会に報告すると共に、コンプライアンス委員会の設定したリスクに対する対策等を、各事業会社へ共有し、指導等を行う。(都度開催)

サステナビリティ関連リスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割

当社取締役会において、取締役会長、取締役執行役員社長が、社外取締役や監査等委員の取締役との協議を経て、気候変動問題や食品廃棄物の削減等の環境課題によってもたらされるリスク及び機会を決定しております。サステナビリティに関する課題については、グループ横断的な統制と重要事項の審議及び決定を目的とし、取締役執行役員社長が委員長を、各取締役等が委員を務めるサステナビリティ委員会を設置すると共に、サステナビリティ担当執行役員が委員長を務めるサステナビリティ小委員会で、各事業会社が取り組むべき課題について進捗を管理し、定期的にサステナビリティ委員会に報告を行っております。

(2) 戦略

当社グループの経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組は次のとおりであります。

気候変動が及ぼす事業・財務への影響が大きいリスク、機会

気候変動により平均気温が上昇することは、社会に非常に大きな影響を及ぼすと認識しており、当社グループでは、1.5、4 シナリオでシナリオ分析を実施しております。

分類	気候変動ドライバー(変化要因)	リスク及び機会(事業インパクト)	シナリオ分類		財務影響分類	
			1.5°C	4°C	リスク	機会
移行リスク	政策と法	カーボンプライシングの導入及び価格の上昇	◎	○	◎	
		排出量規制の強化	○	○	○	○
	市場・技術	再生可能エネルギーの普及	◎	○	◎	
		原材料コストの上昇	○	◎	◎	
	評判	消費者の嗜好の変化	◎	○	○	○
		世間からのレピュテーションの変化	◎	○	○	○
ESG投資の増加		◎	○	○	○	
物理的リスク	急性的	天候事象の過酷さの増加	○	◎	◎	
	慢性的	降水パターンの変動	○	◎	◎	
		平均気温の上昇	○	◎	◎	
		海水温・海面上昇	○	◎	◎	

※◎=影響大、○=影響小

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループのサステナビリティ基本方針の実現に向けて、もっとも重要な要素が人的資本の取り組みであります。当社グループでは経営理念のひとつに「DREAM パートナーと共に、夢の実現をめざします。」を掲げ、継続的な企業価値向上とワークエンゲージメントのための重点施策として、「多様性の推進」と「安心して働ける職場環境の整備」に取り組んでおります。

多様性の推進においては、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観の存在が、持続的な成長を進めるために必要な要素の一つであると捉え、性別、国籍、障がいの有無などを問わない多様な人材を積極的に登用する施策を推進しております。具体的には、多様なライフスタイルに応じた勤務形態を選択できるように「短時間正社員制度」を導入し、それまでパートタイマーとして勤務していた従業員を正社員として登用し、女性の一層の活躍を推進しております。また、令和元年より外国人人材の積極的な採用を開始し、令和4年より特定技能1号資格による店舗営業職での外国人人材も本格的に採用を開始しております。さらに、当社グループの外国人人材の継続的な勤務と活躍を推進するため、新たに外国人支援のための組織を立ち上げました。

安心して働ける職場環境の整備においては、当社で働く社員が「より良い人生」を送れるよう環境を整えることが企業の重要な社会的責任であると考え、年間所定休日日数の拡大、7日間連続の長期休暇制度の導入、傷病積立休制度の導入、小学生の子を持つ従業員への子の看護等休暇や時間外労働の制限等の適用拡大、中学生までの子を持つ従業員への割引制度の導入、テレワーク勤務制度の導入など、労働環境の改善に努めております。

(3) リスク管理

サステナビリティ関連のリスク評価については、他のリスクと同様に、影響度と発生頻度、顕在化の速度、対応策の有効性を掛け合わせ、それぞれのリスクに対してリスクレベルを算出し、3段階のリスクランクを選定、コンプライアンス委員会でリスクランクの高いものから、当社グループの特性と政策・法規制等による移行リスク、物理リスクを総合的に検討し、事業に重大な影響を与える重大リスクを特定しています。特定されたリスクについては、取締役会へ報告を行うプロセスを通じて、全社のリスク管理プロセスと統合しております。

なお、当社グループが認識している具体的なリスクについては、「3 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 指標及び目標

GHG削減目標

当社グループは省エネ法の定める削減目標に準拠し、「エネルギー消費原単位」の継続的な低減を目標とし、スコープ1、2における「エネルギー消費原単位」の前年度比99%を削減目標に掲げ、諸施策を進めております。スコープ3排出量の算定、中長期的な削減目標については、当社グループの事業活動とエネルギー排出の関連性及び今後の政策や法規制、市場の動向を見ながら、目標の設定および開示を検討してまいります。

温室効果ガス排出量及びエネルギー消費原単位実績につきましては、当社ウェブサイト「サステナビリティ(各種データ)」(URL:<https://srsholdings.com/pages/sustainability-data>)にて開示しております。

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容

人的資本に関する重点施策である「多様性の推進」と「安心して働ける職場環境の整備」における指標は次のとおりであります。

	令和5年 3月期	令和6年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	中期目標
女性管理職比率	7.2%	7.8%	8.0%	10.2%	30%以上
男性労働者の育児休業取得率	29.4%	40.9%	26.7%	64.7%	85%以上
女性労働者の育児休業取得率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%
新規学卒者の女性比率	54.5%	64.7%	43.5%	48.3%	50%以上
キャリア採用者の女性比率	47.3%	51.9%	46.8%	48.0%	50%以上
年次有給休暇取得率	54.2%	51.9%	50.4%	49.8%	70%以上
離職率	11.3%	10.9%	11.2%	10.7%	8%以下

(注) 1. 当社及び国内の連結子会社の正規雇用労働者を集計しております。

2. 新規学卒者は各事業年度において内定し、翌事業年度から新たに入社する社員を対象に集計してまいります。

3. キャリア採用者には、短時間正社員採用者を含んで集計しております。

4. 「離職率 = 当該事業年度の退職者数 ÷ 期初の在籍者 × 100%」として算出しております。

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 売上高の変動について

当社グループは飲食店の経営を事業としており、消費者の外出動機の大幅な減少を生じさせる事象、すなわち大規模な自然災害、戦争やテロによる社会的混乱、新たな伝染性の疾病、繁忙期における異常気象等の悪影響の発生等により売上高が大きく低下した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 仕入の価格変動と安定確保について

異常気象や大規模な自然災害、国際的な紛争、残留農薬や食品添加物等の安全性問題、家畜類に係る伝染病、急激な為替変動、エネルギーコストの更なる高騰、物流ドライバーの不足等による供給体制に問題が生じた場合、原材料価格、物流費の高騰や供給量の不足が見込まれます。産地の分散、配送効率の見直し等対策を講じておりますが、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) のれんの減損について

当社グループは、企業買収に伴い発生した相当額ののれん(令和8年3月31日現在 (株)アミノ4,538百万円、(株)フーズネット217百万円、(株)すし弁慶601百万円)を連結貸借対照表に計上しております。当該のれんについては将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、事業環境の変化等により期待する成果が得られない場合、当該のれんについて減損損失を計上し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害、パンデミックについて

地震や台風等の自然災害によって、店舗、工場等の施設や情報システムに損害が生じ、営業活動や仕入、物流に支障が生じた場合、お客様、従業員に人的被害があった場合、新型インフルエンザ等感染症によるパンデミックが発生した場合等には、関係会社との連携、BCP(事業継続計画)の策定等対策を講じて備えておりますが、影響を完全に防止又は軽減出来るとは限りません。売上高の減少、事業規模の縮小により当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 減損損失及び閉店損失について

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しておりますが、当社グループの店舗において、外部環境の著しい変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があります。経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、閉店基準に基づき不採算店舗等の閉店を実施しております。閉店に際し、固定資産除却損及び賃借物件の違約金・転貸費用等が発生する場合、また当該閉店に際し見込まれる損失に対して引当を行う場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保と育成について

当社グループの事業において円滑な運営を継続するためには、女性、外国人労働者を含めた多様な人材の確保が重要な課題であり、新卒社員の継続的な採用に加え、通年採用の実施、短時間正社員登用制度の活用など、人材の確保に注力しております。また、当社グループが持続的に成長するためには確保した人材を教育し技能の向上を図る必要があります。国内における労働人口の減少が先々見込まれる状況下、計画に沿った人材の確保が困難な場合、確保した人材の育成が遅延または不足した状況、人材の流出が激化した状況等が継続した場合、当初の計画が達成できなくなる可能性があります。また採用環境に起因し人件費が想定以上に高騰した場合は当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 労務関連諸制度の改正等に伴う人件費の高騰について

当社グループでは、正社員、嘱託社員、パートタイマー等働き方の異なる多くの従業員が従事しており、消費者物価の高騰を受けた社会的な賃上げ機運の高まりや、労働・労務関連法規の改正や社会保険制度の変更等、現行制度の改変による人件費高騰の発生可能性があります。これらのリスクに対して当社グループでは「SRS DX 推進宣言2030」を掲げ、本部を含めた全従業員の生産性向上と業務効率最大化に取り組んでおりますが、関連法令や労働環境に関わる変化への対応が遅延または不足が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 情報システムへの依存について

当社グループは、店舗運営、食材の仕入れ、配送等の業務を、情報システムに依存しております。様々な障害に対して迅速に対応するための体制を構築し、リスク低減を図っておりますが、通信障害、プログラムの不具合等やコンピューターウイルス、外部からのサイバー攻撃等により、当社グループの情報システムに様々な障害が生じた場合には、店舗の効率的な運営やお客様へのサービス提供が阻害され、重要なデータの喪失や対応費用が発生する等、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 食品の安全性について

当社グループは、食品衛生法に基づく「飲食業」としての飲食店の経営を行っております。事業の最重要課題として、「SRSグループ監査室安全衛生担当」を設置する等の社内体制を従前から整備するとともに、国の定める基準に準拠し、食材の品質管理状況や店舗の衛生管理状態を定期的に確認しておりますが、食品の安全性が問われる重大な問題が社内外において万が一発生した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 競合の動向について

当社グループの事業領域である外食業界においては競合他社に加え、コンビニエンスストアや惣菜店などの中食産業との競争は今後更に激化することが予想されます。当社グループが消費者のニーズにあった付加価値の高い商品を提供できない場合には、市場におけるシェアや商品ブランド力の低下につながり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 出退店について

当社グループは、適切な出店用地が計画どおり確保できない場合や、新商圈での出店が計画どおりに進まない場合、出店地周辺の道路や開発状況の想定外の変化や、競合店の出店等で立地環境が大幅に変化し、退店を余儀なくされる場合、また建築資材の高騰、建築業者の人員不足により当初の計画が達成できなくなる場合は、経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 主力業態への依存について

当社グループでは、連結売上高の38.1%(令和8年3月期)を「和食さと」業態に依存しております。単業態に対する依存から脱却すべく「天井・天ぷら本舗 さん天」・「にぎり長次郎」・「家族亭」・「得得」・「うまい鯨勘」・「定食屋宮本むなし」・「回転すし北海道」・「かつや」といった他業態の育成に注力しておりますが、「和食さと」業態の業績如何により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 情報管理について

当社グループは、営業を目的とした大量の顧客情報や、特定個人情報、また事業運営に関わる機密情報を取り扱っております。収集した個人情報(特定個人情報を含みます。)はその取扱いに関するルールを定め、厳重な管理取扱いをグループ内に周知しており、いわゆるマイナンバーにつきましては外部専門業者に委託するなど個人情報の管理に関しては万全を期しておりますが、何らかの理由で個人情報や機密情報が漏洩した場合には、損害賠償の発生や社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 風評について

当社グループは、コンプライアンス意識の徹底と定着に継続的に取り組んでおりますが、当社グループに対する悪質な風評が、マスコミ報道やインターネット上の書き込みなどにより発生・流布した場合は、それが正確な事実に基づくものであるか否かにかかわらず、当社グループの社会的信用が毀損し、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

またインターネット上において、当社グループ及びその関係者に関連し不適切な書き込みや画像等の公開によって風評被害が発生した場合、その内容の真偽にかかわらず、当社グループの事業、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 有利子負債について

当社グループは、有利子負債残高の圧縮等を含め保守的な財務方針で経営に当たっておりますが、令和8年3月31日現在で有利子負債依存度は26.0%の水準にあるため、今後金利が上昇した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 店舗の賃借物件への依存について

当社グループは、事務所や大部分の土地建物を賃借しております。賃貸借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により賃貸借契約を解約される場合や、賃貸借契約の期限前解約により、計画外の退店を行う可能性があります。

また賃貸人に対して契約に基づき保証金を令和8年3月31日現在で4,369百万円差入れております。保証金を確実に回収するため賃貸人の状況には十分留意しておりますが、賃貸人の倒産等の事由により、回収が困難となった場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) フランチャイジーとの取引について

当社グループでは、フランチャイズあるいはサブ・フランチャイズ(ライセンス)契約及び商品売買契約を締結しておりますが、これらに基づき各社に対し取引上の与信リスクが生じております。日常的な取引を通じて与信管理には十分留意しておりますが、当該会社に何らかの事由が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(18) 海外事業について

海外での事業を展開する上で、当社グループが事業を行っている国の法令、制度、政治・経済・社会情勢、文化、商慣習、為替等をはじめとした様々な潜在的リスクが存在し、それらのリスクに対処できないことなどにより事業の展開等が計画どおりに進まない場合、出資の減損処理(投資有価証券の減損処理等)を行う必要が生じる等、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(19) サステナビリティの推進について

当社は、フィロソフィー・経営理念を具現化するべく、根幹規定として企業倫理憲章を据え、コーポレート・ガバナンス体制および内部統制システムを整備・構築し、これらを土台として基本的・義務的責任を完遂します。また、サステナビリティの推進が当社の持続的な成長の大前提であるという考え方のもと、サステナビリティに関するグループ横断的な統制と重要事項の審議及び決定を目的に、サステナビリティ委員会を取締役会による監督体制下に設置しています。また気候変動や自然災害等、様々なリスクについては、コンプライアンス委員会にて管理し、特に重要なリスクが発生した場合には個別に委員会を設置し、取締役会の管理の下、グループ横断的な管理体制を構築します。当社は、ESG経営、CSR活動に努めていきますが、その活動内容や告知が十分でない場合、株価下落等や、エシカル消費の取り込み遅れによる売上の低迷により、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

(経営成績)

(単位：百万円)

	令和7年3月期			令和8年3月期		
	実績	対前年同期 増減額	対前年同期 増減率	実績	対前年同期 増減額	対前年同期 増減率
売上高	67,478	7,249	12.0%	76,421	8,943	13.3%
営業利益	2,678	521	24.2%	3,051	372	13.9%
経常利益	2,539	376	17.4%	2,994	454	17.9%
親会社株主に帰属する 当期純利益	925	872	48.5%	1,694	768	83.1%

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安などの影響により原材料価格の上昇や、人手不足による物流費・建築費・人件費の増加、不安定な国際情勢の影響や地政学的リスクの高まり、長引く物価上昇に伴う消費者マインドの下振れリスクの高まりなど、依然として厳しい状況が継続しております。外食需要としては、大阪・関西万博の開催効果も含むインバウンド需要の拡大といった要因により堅調に推移しているものの、実質賃金の伸びが弱い傾向や景気の先行きへの不安などから消費者の節約志向が高まっています。

このような状況のもと、当社グループは持続的な企業価値向上を目指して令和8年3月期を初年度とした5カ年の新中期経営計画「SRS VISION 2030」を令和7年5月9日に発表しました。この中期経営計画では「既存事業の飛躍的な発展と新たな収益基盤の確立による和食チェーングループ圧倒的No.1の実現」を基本方針とし、「“和食さと”のナショナルブランド化」、「“にぎり長次郎”“うまい鮭勘”を中心としたグルメ寿司チェーン圧倒的No.1の実現」、「第3、第4の収益の柱となる事業の確立」、「売上高1,000億円超を支えるグループ機能の強化とサステナブル経営の推進」の4つを重点戦略としています。これらの戦略の一環として、鳥取県と島根県でグルメ寿司業態「回転すし北海道」等を6店舗展開する「株式会社すし弁慶」を子会社化したことに加え、「うまい鮭勘」2店舗および「にぎり長次郎」1店舗を新規出店し、グルメ寿司事業の店舗網拡大を着実に推進しております。

〔当社グループ 業態別店舗数〕

		前連結会計 年度末	M&Aによる 増減	出店実績	閉店実績	当連結会計 年度末	当連結 会計年度 出店計画
レストラン店舗数（国内）		594（71）	6（-）	22（1）	8（2）	614（70）	36
和食ファミレス	和食さと	198（-）	-（-）	4（-）	1（-）	201（-）	5
グルメ寿司	にぎり長次郎・CHOJIRO	72（-）	-（-）	1（-）	-（-）	73（-）	4
	アミノ寿司業態（1）	32（-）	-（-）	2（-）	1（-）	33（-）	2
	回転すし北海道・すし弁慶	-（-）	6（-）	-（-）	-（-）	6（-）	-
そば・うどん	家族亭（2）	59（7）	-（-）	-（-）	-（-）	59（7）	1
	得得・とくとく	57（45）	-（-）	4（-）	2（2）	59（43）	4
丼・定食・ その他	かつや	51（17）	-（-）	1（1）	-（-）	52（18）	5
	天丼・天ぶら本舗 さん天	34（1）	-（-）	1（-）	-（-）	35（1）	1
	定食屋 宮本むなし	24（-）	-（-）	-（-）	-（-）	24（-）	-
	からやま	11（-）	-（-）	1（-）	-（-）	12（-）	2
	玉子焼・お出汁ひまわり	8（-）	-（-）	1（-）	1（-）	8（-）	2
	ピフテキ牛ノ福（レストラン）	4（-）	-（-）	1（-）	-（-）	5（-）	3
	M&S FC事業（3）	32（1）	-（-）	5（-）	2（-）	35（1）	6
	その他	12（-）	-（-）	1（-）	1（-）	12（-）	1
レストラン店舗数（海外）		24（23）	-（-）	10（10）	11（10）	23（23）	8
海外	海外店舗	24（23）	-（-）	10（10）	11（10）	23（23）	8
中食店舗数		162（151）	-（-）	13（12）	32（32）	143（131）	31
中食	鶏笑	148（148）	-（-）	13（12）	30（30）	131（130）	31
	宅配寿司業態	11（3）	-（-）	-（-）	2（2）	9（1）	-
	ピフテキ牛ノ福（中食）	3（-）	-（-）	-（-）	-（-）	3（-）	-
グループ 店舗数	グループ計	780（245）	6（-）	45（23）	51（44）	780（224）	75
	グループ計（直営のみ）	535（-）	6（-）	22（-）	7（-）	556（-）	34

（ ）内はFC・のれん分け及び合併事業店舗数

- 1 「アミノ寿司業態」には、「うまい鮎助」「うまい鮎助ゆとろぎ」「うまい鮎助別館 鮎正」「銀座鮎正」「回転すし まるくに」「北海三陸炭火焼 まるかん」業態を含んでおります。
- 2 「家族亭」業態には「花匂庵」「三宝庵」「家族庵」「蕎麦」「蕎菜」業態を含んでおります。
- 3 「M&S FC事業」は、M&Sフードサービス株式会社が運営する「ポポラマーマ」「ミスタードーナツ」「ドートルコーヒー」「大釜屋」「しんぱち食堂」業態の合計店舗数です。

(財政状態)

当連結会計年度末における総資産は、47,145百万円(前連結会計年度末比1,201百万円の増加)となりました。
 流動資産は、19,319百万円(前連結会計年度末比1,228百万円の増加)となりました。これは主に、現金及び預金の増加719百万円、売掛金の増加275百万円、原材料及び貯蔵品の増加118百万円などです。
 固定資産は、27,742百万円(前連結会計年度末比1百万円の減少)となりました。これは主に、繰延税金資産の減少838百万円、建物及び構築物(純額)の増加814百万円などです。
 流動負債は、12,060百万円(前連結会計年度末比875百万円の増加)となりました。これは主に、未払法人税等の増加250百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加246百万円、買掛金の増加205百万円などです。
 固定負債は、16,643百万円(前連結会計年度末比1,094百万円の減少)となりました。これは主に、社債の減少827百万円、繰延税金負債の減少576百万円、固定負債のその他の増加83百万円などです。
 純資産は、18,441百万円(前連結会計年度末比1,419百万円の増加)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ719百万円増加し、13,287百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、4,871百万円(前連結会計年度は同3,677百万円)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益2,921百万円、減価償却費2,244百万円、法人税等の支払額672百万円などです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2,759百万円(前連結会計年度は同10,460百万円)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,940百万円、投資有価証券の売却による収入631百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出313百万円などです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、1,397百万円(前連結会計年度は6,978百万円の収入)となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,000百万円、長期借入金の返済による支出1,785百万円、社債の償還による支出1,087百万円などです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績はなく、記載を省略しております。

b. 仕入実績

原材料の仕入高、使用高

	仕入高(千円)	前年同期比(%)	使用高(千円)	前年同期比(%)
店舗飲食原材料	25,301,908	14.8	24,322,162	15.7
合計	25,301,908	14.8	24,322,162	15.7

(注) 1. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 上記仕入高の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
魚貝類及び加工品	8,604,257	17.8
肉類及び加工品	4,078,175	3.4
米及び調味料	3,810,268	43.3
野菜・果物	1,997,767	5.3
酒及び飲料水	1,322,787	6.0
玉子及び加工品	1,441,749	9.7
乾物類	491,670	10.0
その他	3,555,230	10.1
合計	25,301,908	14.8

c. 受注実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、受注実績は記載しておりません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域	金額 (千円)	構成比 (%)	前年 同期比 (%)	客席数 (千席)	構成比 (%)	前年 同期比 (%)	来客数 (千人)	構成比 (%)	前年 同期比 (%)	期末 店舗数 (店)
関西地区	50,931,200	66.6	107.1	9,992	67.0	101.7	30,851	71.8	98.2	394
関東地区	9,713,536	12.7	118.7	2,074	13.9	105.3	5,130	11.9	108.0	67
中部地区	7,789,434	10.2	105.5	2,077	13.9	101.5	4,445	10.3	97.8	61
中国地区	1,216,407	1.6	-	106	0.7	-	616	1.4	-	9
東北地区	4,809,110	6.3	188.3	615	4.1	184.6	1,632	3.8	156.4	22
国内その他	345,640	0.5	103.8	56	0.4	100.0	313	0.7	98.7	3
その他売上	1,616,625	2.1	123.9	-	-	-	-	-	-	-
合計	76,421,955	100.0	113.3	14,922	100.0	104.1	42,990	100.0	101.9	556

(注) 1. 客席数は各店舗の客席数を営業日数で換算しております。

2. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

3. 期末店舗数は直営店舗のみ記載しております。

4. 前連結会計年度において、「国内その他地区」に含めておりました「東北地区」の販売実績は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分して表示しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する分析・検討内容

ア 経営成績の状況に関する分析

(和食さと)

和食さと業態では、「“和食さと”のナショナルブランド化」を推進し、令和7年6月から12月にかけて岡山県に3店舗、令和8年1月に愛知県に1店舗を出店いたしました。既存店においても8店舗の改装を実施し、「岸田堂店(大阪府東大阪市)」では半個室タイプの席を増設するなど、「食事を通じた団らん」の充実を推進しました。商品施策としては、「さとしゃぶ」や「さと式焼肉」の食べ放題コースにおいて、「かに食べ放題」、「ごちそう牛タン食べ放題」、「牡蠣食べ放題」などの高付加価値商品を販売し売上高拡大につなげました。以上の結果、売上高は29,138百万円(前年同期比104.4%)となりました。

(にぎり長次郎)

にぎり長次郎業態では、商品施策として旬のネタを使った「長次郎と巡る・冬のひとさら」、「長次郎と巡る・春のひとさら」フェアを実施し、節分の「丸かぶり寿司」、ひなまつりの「ちらし寿司」などの季節商品を販売しました。年末年始はテイクアウト商品の販売に注力し、令和8年1月のモバイルオーダーの受注金額は過去最高となりました。また、既存店比約2倍の「大型いけす」や、にぎり長次郎で初の「特急レーン」を備えた新型店舗「和歌山平井店(和歌山県和歌山市)」を令和8年3月にオープンしました。また、当連結会計年度に1店舗の改装を実施しました。以上の結果、売上高は14,841百万円(前年同期比105.8%)となりました。

(家族亭)

家族亭業態では、年末年始に「本ずわいがに」を使用した天ぷらメニューを販売したほか、2月には「九州&沖縄紀行」フェア、3月には「桜海老とはまぐり」フェアを開催し、高付加価値商品の販売を通じて客単価向上につなげました。また、「家族亭 福袋」の販売や、家族亭公式アプリ導入3周年を記念した「春の大感謝祭」キャンペーンの実施など、アプリ、LINE、SNS等を活用した販売促進にも取り組みました。また、当連結会計年度に5店舗の改装を実施しました。以上の結果、売上高は5,575百万円(前年同期比110.2%)となりました。

(アミノ寿司業態)

うまい鮎勸業態では、商品施策として「晩春の候」、「早春の候」、「春を先取り」フェアを開催し、旬のネタを期間限定で提供したほか、節分の「恵方巻」、ひなまつり限定の「ひなにぎり」、「ひなちらし」などの季節商品を販売しました。また、令和8年1月に「大崎古川店(宮城県大崎市)」、令和8年3月に群馬県初進出となる「前橋天川店(群馬県前橋市)」をオープンし、「まぐる解体ショー」の実施などを通じて、来店動機の創出に取り組みました。また、当連結会計年度に2店舗の改装を実施しました。以上の結果、売上高は6,793百万円となりました。

イ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、米価格をはじめとした原材料費、人件費の更なる高騰が挙げられます。当社グループといたしましては、海外も含めた原材料の調達先の多様化、幅広く和食チェーンを展開している当社グループの強みを活かした安価な原材料の利用、メニュー作成段階で調整、物流コストの抑制などを行い、原材料費の抑制に努めております。また、人件費の高騰については、労働集約型からの脱却による効率的な店舗運営の実現と全従業員の生産性向上を推進するために、令和7年5月に「SRS DX推進宣言2030」を策定いたしました。具体的には、全社を横断したシステムの導入による業務効率の最大化や、AIやロボットによる業務改革、店舗における新システム・機器導入による売上の最大化を進めることで、顧客体験の向上と生産性改善の両立を目指し、順次取組みを進めてまいります。

ウ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原材料の購入の他、人件費、水道光熱費及び地代家賃を中心とした販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、新店や改装といった店舗設備に係るものであります。

短期運転資金は自己資金によって賄う事を基本としており、また、設備資金の調達につきましては、自己資金ないし金融機関からの調達により賄っております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は12,261百万円となっており、現金及び現金同等物の残高は13,287百万円となっております。また、コミットメントライン契約の締結により5,000百万円の融資枠を設定しており、流動性を十分に確保するよう対処しております。

エ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

当社グループは令和7年5月に「既存事業の飛躍的な発展と新たな収益基盤の確立による和食チェーングループ圧倒的1の実現」を基本方針とした、令和8年3月期から令和12年3月期までの5年間を対象とする新中期経営計画「SRS VISION 2030」を策定いたしました。

この中期経営計画の中で、下記のとおり各年度の売上高、経常利益、店舗数、ROE、ROICの数値目標を設定し、令和12年3月期には売上115,000百万円、経常利益6,000百万円を目指すこととしております。

令和12年3月期までの各年度の数値目標は下記のとおりであります。

(中期経営計画)

	令和8年3月期	令和9年3月期	令和10年3月期	令和11年3月期	令和12年3月期
売上高(百万円)	76,000	83,000	92,000	103,000	115,000
経常利益(百万円)	2,800	3,000	3,600	4,700	6,000
店舗数	819店舗	880店舗	970店舗	1,080店舗	1,180店舗
ROE	8%超	8%超	8%超	10%超	12%超
ROIC	5%超	5%超	5%超	5%超	5%超

(実績値・業績予想値)

	令和8年3月期 (実績)	令和9年3月期 (業績予想)
売上高(百万円)	76,421	83,000
経常利益(百万円)	2,994	3,000
店舗数	780店舗	822店舗
ROE	9.9%	9.7%
ROIC	7.1%	7.0%

当社グループは、外食産業の単一セグメントであるため、セグメントの業績に関する記載を省略しております。

5【重要な契約等】

(1) 事業提携契約

契約締結日	会社名	契約の名称	契約内容	契約期間
令和6年5月15日	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社(現 株式会社アドバンテッジパートナーズ)	事業提携契約	当社の事業価値向上の実現を目的とした諸施策の検討とノウハウの提供等による事業提携の実施	自 令和6年6月4日 至 令和9年6月3日 または資本提携終了日のいずれか早く到来する日まで

「資本提携終了日」とは、AAGS S11,L.Pが第2回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債またはこれらを転換もしくは行使して取得する当社の株式のいずれも保有しないこととなる日をいいます。

(2) ローン契約と社債に付される財務上の特約

当社は、令和6年6月4日に財務上の特約が付された転換社債型新株予約権付社債を発行しており、契約の内容は次のとおりであります。

発行年月日	令和6年6月4日
期末残高	5,000,000千円
償還期限	令和11年6月4日
担保の内容	本新株予約権付社債には担保は付されていません。
特約の内容	<p>本新株予約権付社債権者は、令和8年6月4日(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(に定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>「財務制限条項抵触事由」とは、当社の令和7年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益若しくは経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の令和7年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。</p>

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、差入保証金等を含めて3,441百万円であります。

店舗投資では、「和食さと」4店舗、「にぎり長次郎」1店舗、「得得」4店舗、「天井・天ぷら本舗 さん天」1店舗、「アミノ寿司業態」2店舗、「からやま」1店舗、「ひまわり」1店舗、「ピフテキ牛ノ福」1店舗、「M&S FC事業」5店舗、「鶏笑」1店舗、その他業態1店舗等の新規出店並びに翌連結会計年度以降の新規出店11店舗により1,890百万円の設備投資を行いました。また、「和食さと」8店舗、「にぎり長次郎」1店舗、「家族亭」5店舗、「得得」2店舗、「かつや」2店舗、「アミノ寿司業態」2店舗等の改装により602百万円の設備投資を行いました。

また、所要資金については、自己資金、借入金及び社債を充当しております。

なお、当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数(名)
		土地(面積㎡)	建物	構築物	機械及び装置	工具、器具及び備品	リース資産	合計	
和食さと城陽店 他225店舗	営業店舗用設備	2,822,171 (14,424)	676,454	68,957	24,281	189,807	160,385	3,942,057	-
本社等	その他設備	5,134 (34)	7,013	0	0	72,750	11,663	96,562	98
合計		2,827,305 (14,458)	683,468	68,957	24,281	262,558	172,048	4,038,619	98

(注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 国内子会社

サトフードサービス(株)

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数(名)
		土地(面積㎡)	建物	構築物	機械及び装置	工具、器具及び備品	リース資産	合計	
和食さと城陽店 他235店舗	営業店舗用設備	- (-)	1,050,354	153,735	46,866	389,950	92,248	1,733,155	630
本社等	その他設備	- (-)	-	-	-	5,951	-	5,951	150
合計		- (-)	1,050,354	153,735	46,866	395,902	92,248	1,739,106	780

(注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

3. 上記店舗、本社等の設備の一部は提出会社から賃借しております。

4. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株)フーズネット

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数(名)	
		土地(面積㎡)	建物	構築物	機械及び装置	車両運搬具	工具、器具及び備品	リース資産		合計
にぎり長次郎 寝屋川店 他80店舗	営業店舗用設備	68,876 (481)	1,272,535	185,117	109,585	111	347,934	114,345	2,098,505	228
本社等	その他設備	- (-)	1,919	18	-	-	7,088	-	9,026	43
合計		68,876 (481)	1,274,454	185,136	109,585	111	355,023	114,345	2,107,532	271

- (注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。
3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株)家族亭

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
		土地(面積㎡)	建物	構築物	機械及び装置	工具、器具及び備品	合計	
家族亭 梅田阪急三番街店 他77店舗	営業店舗用設備	222,948 (1,210)	528,399	37,738	1,447	184,708	975,242	142
本社等	その他設備	3,974 (751)	2,939	-	4,536	677	12,127	44
合計		226,922 (1,961)	531,338	37,738	5,983	185,385	987,369	186

- (注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。
3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株)アミノ

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数(名)	
		土地(面積㎡)	建物	構築物	機械及び装置	車両運搬具	工具、器具及び備品	リース資産		合計
ゆとろぎ 長町郡山店 他32店舗	営業店舗用設備	149,703 (1,663)	751,548	59,989	89,357	0	150,352	71,168	1,272,119	242
本社等	その他設備	70,268 (1,071)	32,885	0	0	2,656	19,512	2,528	127,850	30
合計		219,971 (2,734)	784,433	59,989	89,357	2,656	169,864	73,696	1,399,970	272

- (注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。
3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

M&Sフードサービス(株)

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		土地 (面積㎡)	建物	構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
宮本むなし 東三国駅前店 他65店舗	営業店舗用設備	- (-)	407,274	25,598	15,966	208,747	58	657,646	131
本社等	その他設備	- (-)	6,481	-	-	2,531	-	9,013	34
合計		- (-)	413,756	25,598	15,966	211,279	58	666,660	165

(注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株)すし弁慶

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		土地 (面積㎡)	建物	構築物	機械及び 装置	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
回転すし北海道 学園通り店 他5店舗	営業店舗用設備	40,233 (982)	125,434	22,488	1,126	-	43,006	232,289	29
本社等	その他設備	- (-)	11,491	455	-	265	9,850	22,063	9
合計		40,233 (982)	136,926	22,944	1,126	265	52,857	254,353	38

(注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株)NIS

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
		土地 (面積㎡)	建物	構築物	車両運搬具	工具、器具 及び備品		
鶏笑JR塚口店	営業店舗用設備	- (-)	0	0	-	0	0	16
本社等	その他設備	- (-)	0	-	0	0	0	11
合計		- (-)	0	0	0	0	0	27

(注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。

2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(株)鮪勘フーズ

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
		土地 (面積㎡)	建物	機械及び 装置	車両運搬具	工具、器具及 び備品	合計	
本社等	その他設備	55,450 (975)	7,599	2,543	895	5,565	72,055	9
合計		55,450 (975)	7,599	2,543	895	5,565	72,055	9

- (注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。
 2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。
 3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

サト・アークランドフードサービス(株)

令和8年3月31日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
		土地 (面積㎡)	建物	構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
かつや堺鳳中町店 他45店舗	営業店舗用設備	- (-)	556,549	110,160	105,248	130,115	902,073	57
本社等	その他設備	- (-)	-	-	192	-	192	24
合計		- (-)	556,549	110,160	105,441	130,115	902,266	81

- (注) 1. 帳簿価額合計の金額には、建設仮勘定を含んでおりません。
 2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。
 3. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等に係る投資予定額は5,998百万円で、その内容は以下のとおりであります。

事業所名	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		増加能力 (客席増加数) (席)
		総額	既支払額		着手	完了	
和食レストラン 40店舗	新設	4,359,212	126,297	自己資金 借入金 リース	令和7年 6月	令和9年 3月	2,378
和食レストラン 31店舗	改装	927,826	-	自己資金 借入金	令和8年 4月	令和9年 3月	-
情報システム等	POSレジ等	711,082	154,476	自己資金 借入金 リース	令和7年 3月	令和9年 3月	-

(注) 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (令和8年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和8年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	41,470,184	41,470,184	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	41,470,184	41,470,184		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	令和6年5月15日
新株予約権の数(個)	34,662
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,530,445(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	行使価額 1,133(注)3
新株予約権の行使期間	自 令和6年6月5日 至 令和11年6月4日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、当社と割当先との間で締結された引 受契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締 役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められて いる。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(令和8年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(令和8年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在における記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、(注)3.(2)に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 行使価額の修正基準

令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

3回（令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日に修正されることがある。）

(4) 行使価額の下限等

（注）3．（2）に従い修正される行使価額の下限は、923円とする（但し、（注）3．（3）乃至に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(5) 割当株式数の上限

本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、（注）3．（2）又は（3）に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

(6) 繰上償還条項等

本新株予約権は、（注）6．に従い、全部取得されることがある。

(7) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

（注）1．（4）に記載の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、4,003,980,930円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、115,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、115,400円とする。

(2) 行使価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価格（以下「行使価額」という。）は、1,154円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は（注）3．（2）又は（3）乃至に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
 令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日（修正日）まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
 「下限行使価額」とは、923円をいう（但し、（注）3．（3）乃至に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(3) 行使価額の調整

行使価額の調整

a 当社は、本新株予約権の発行後、（注）3．（3）bに掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

b 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（（注）3．（3）bに定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- 八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ホ（注）3.（3） b イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3.（3） b イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- c イ 当社は、本新株予約権の発行後、（注）3.（3） c ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ロ 「特別配当」とは、令和11年6月4日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、令和11年6月4日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に6を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額。）を超える場合における当該超過額をいう。

- 八 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- a 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- b 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、（注）3.（3） b ホの場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。

- c 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に（注）3.（3） b に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- d 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本新株予約権の発行後、(注)3.(3)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(注)3.(3) bの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、(注)3.(3) cの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、(注)3.(3)において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が923円を下回る場合となる場合には、923円とする。)に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(注)3.(3)により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - b 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - c 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - d (注)3.(3) a及びbの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)3.(3) a及びbにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、(注)3.(3) bホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (注)3.(3) a、c及びdのうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (注)3.(3) b、c及びdの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- a 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - c 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - d 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (注)3.(2)により行使価額の修正を行う場合、又は(注)3.(3)乃至(注)3.(4)により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使期間

令和6年6月5日から令和11年6月4日(但し、(注)6.に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。))までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
- 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、（注）2.記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、（注）5.（2）記載の資本金等増加限度額から（注）5.（2）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり115円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
7. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- <行使制限>
割当先は、令和6年6月5日から令和6年12月4日までの期間は、本新株予約権を行使しません。
にかかわらず、a 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の（注）8.（2）に記載の繰上償還事由に該当する場合、b 引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、c 当社が割当先の本新株予約権を行使することに合意した場合、d 東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、e 当社が引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又はf 有価証券報告書又は半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。
- <優先交渉権>
引受契約において、当社は、払込期日以降割当先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称する。）を保有しなくなった日までの間、割当先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）（但し、当社又はその子会社の役員を割当先とする譲渡制限付株式報酬又はストック・オプションを発行する場合を除く。）を行ってはならない旨、また、払込期日以降割当先が当社の株式等を保有しなくなった日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（但し、当社又はその子会社の役員を割当先とする譲渡制限付株式報酬又はストック・オプションを発行する場合を除く。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨合意しております。
- <本新株予約権の取得請求権>
当社が発行する株式について、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社の株式が上場されているすべての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の株式を取得した場合、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイズアウト事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又

は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の割当日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続をいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいいます。

「スクイズアウト事由」とは、（i）当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、（ii）当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は（iii）上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

また、本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が修正又は調整された場合には、当該修正又は調整後の行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、払込期日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の20%を下回った場合、割当先が本新株予約権の行使可能期間の最終日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、本事業提携契約が終了した場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (4) その他投資者の保護を図るための必要な事項
該当事項はありません。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	令和6年5月15日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,413,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	転換価額 1,133(注)3
新株予約権の行使期間	自 令和6年6月5日 至 令和11年5月31日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注)3
新株予約権付社債の残高(千円)	5,000,000

当事業年度の末日(令和8年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(令和8年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在における記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本転換社債型新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、(注)3.(2)に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。
- (2) 転換価額の修正基準
令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。
- (3) 転換価額の修正頻度
3回(令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日に修正されることがある。)
- (4) 転換価額の下限等
(注)3.(2)に従い修正される転換価額の下限は、923円とする(但し、(注)3.(3)乃至に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。
- (5) 繰上償還条項等
本新株予約権付社債は、(注)8.(2)に従い、繰上償還されることがある。
2. 新株予約権の目的となる株式の数
転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
3. 新株予約権の行使時の払込金額
(1) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,154円とする（当該転換価額を、以下「当初転換価額」という。）。なお、転換価額は（注）3．（2）及び（3）乃至に定めるところに従い修正又は調整されることがある。令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、923円をいう（但し、（注）3．（3）乃至に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(3) 転換価額の調整

転換価額の調整

a 当社は、本新株予約権付社債の発行後、（注）3．（3） b に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

b 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（（注）3．（3） b に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価格調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ（注）3．（3） b イ乃至二の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3．（3） b イ乃至二にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権を有する者（以下「本転換社債型新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

特別配当による転換価額の調整

a 当社は、本新株予約権付社債の発行後、（注）3．（3） b に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価 1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金125,000,000円）当たりの本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- b イ 「特別配当」とは、令和11年5月31日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における各本社債の金額（金125,000,000円）当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、令和11年5月31日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本社債の金額（金125,000,000円）当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数に6を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上、合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- a 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- b 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、（注）3.（3） b の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- c 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に（注）3.（3） b 又は に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- d 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- e 本新株予約権付社債の発行後、（注）3.（3） f に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（（注）3.（3） f ロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、（注）3.（3） f ハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、（注）3.（3） f において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が923円を下回ることとなる場合には、923円とする。）に調整される。但し、本号による転換価額の調整は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- f （注）3.（3） e により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

八 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

二（注）3．（3） f イ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3．（3） f イ及びロにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権者に対しては、（注）3．（3） b ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

（注）3．（3） a、 a 及び e のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

（注）3．（3） b、 b 及び f の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

a 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

c 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

d 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（注）3．（2）により転換価額の修正を行う場合、又は（注）3．（3）乃至により転換価額の調整を行うとき（下限転換価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4．新株予約権の行使期間

本転換社債型新株予約権者は、令和6年6月5日から令和11年5月31日（（注）8．（2）に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

（1）当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日

（2）振替機関が必要であると認めた日

（3）組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

5．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、（注）3．記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。

（2）本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、（注）5．

（2）記載の資本金等増加限度額から（注）5．（2）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。但し、当社と割当先との間で締結された引受契約において、本新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められている（但し、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに関して割当先に対して貸付けを行う金融機関に対して行う担保提供、及び当該担保の実行に伴う、当該担保の担保権者若しくはその子会社・関連会社又は当該担保権者の指定する第三者に対する譲渡については、この限りでないものとする。）。

7．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、(注)8.(2) aに基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(注)7.(1)乃至(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する他、以下に従う。なお、転換価額は(注)3.(2)と同様の修正及び(注)3.(3)乃至同様の調整に服する。
合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)4.に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注)4.に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
上表「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
(注)7.の規定に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

8. 償還の方法

- (1) 償還金額
各社債の金額100円につき金100円
但し、繰上償還の場合は、(注)8.(2)に定める金額による。
- (2) 社債の償還の方法及び期限
本社債は、令和11年6月4日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
繰上償還事由
a 組織再編行為による繰上償還

- イ 組織再編行為（（注）８．（２） a 二（ ）に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（（注）８．（２） a 二（ ）に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。
- ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（（注）８．（２） a 八に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。
- ハ 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。
- （ ） 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（（注）３．（２） に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）
- （ ）（ ）以外の場合
会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において（注）３．（３） b、 b、 f 及び に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、（注）３．（３）に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。
- ニ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。
- （ ） 組織再編行為
当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
- （ ） 承継会社等
当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。
- ホ 当社は、（注）８．（２） a イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。
- b 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還
- イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されているすべての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、（注）８．（２） a に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。
- ロ （注）８．（２） a 及び b の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、（注）８．（２） a の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に（注）８．（２） b に基づく通知が行われた場合には、（注）８．（２） b の手続が適用される。

c スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、（注）8．（2） aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

d 支配権変動事由による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（（注）8．（2） dに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、（注）8．（2） aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

e 社債権者の選択による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、令和8年6月4日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（（注）8．（2） eに定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の令和7年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益若しくは経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の令和7年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。

f 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（（注）8．（2） fに定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 買入消却

当社及びその子会社（（注）8．（3） に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

9. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

<行使制限>

割当先は、令和6年6月5日から令和6年12月4日までの期間は、本新株予約権を行使しません。

にかかわらず、第2回新株予約権の（注）7．（1）<行使制限>中の に記載の事由に該当する場合には、割当先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。

<優先交渉権>

引受契約において、当社は、払込期日以降割当先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称する。）を保有しなくなった日までの間、割当先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）（但し、当社又はその子会社の役職員を割当先とする譲渡制限付株式報酬又はストック・オプションを発行する場合を除く。）を行ってはならない旨、また、払込期日以降割当先が当社の株式等を保有しなくなった日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（但し、当社又はその子会社の役職員を割当先とする譲渡制限付株式報酬又はストック・オプションを発行する場合を除く。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨合意しております。

<本新株予約権付社債の繰上償還請求権>

本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、引受契約に定める一定の場合には、割当先は、いつでもその選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、その保有する本新株予約権付社債のうち当該通知において指定する金額の本新株予約権付社債を、金100円につき100円で買い入れることを、当社に対して請求する権利を有するものとし、かかる請求があった場合、当社は、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、当該通知において指定する金額の本新株予約権付社債を、金100円につき100円で買い入れるものとする旨合意しております。

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (4) その他投資者の保護を図るための必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年5月18日(注)1	-	36,158,884	-	9,076,110	4,158,254	1,971,064
令和3年4月1日～ 令和4年3月31日(注)2	3,713,400	39,872,284	1,377,975	10,454,085	1,377,975	3,349,040
令和4年4月1日～ 令和5年3月31日(注)2	1,597,900	41,470,184	623,597	11,077,683	623,597	3,972,638
令和5年5月22日(注)3	-	41,470,184	-	11,077,683	414,875	3,557,762

(注)1. 令和3年5月18日開催の取締役会決議に基づき、同日付で資本準備金を4,158,254千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金4,000,939千円を繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を実施しております。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 令和5年5月22日開催の取締役会決議に基づき、同日付で資本準備金を414,875千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金453,283千円を繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を実施しております。

(5) 【所有者別状況】

令和8年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	14	234	46	14	29,174	29,491	-
所有株式数(単元)	-	46,950	3,608	40,085	7,371	140	316,482	414,636	6,584
所有株式数の割合(%)	-	11.32	0.87	9.67	1.78	0.03	76.33	100	-

(注) 1. 自己株式393株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に93株含まれております。

なお、令和8年3月31日現在の実質的な所有株式数は393株で株主名簿上の株式数と一致しております。

2. 「金融機関」には、役員株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式1,156単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和8年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	2,904	7.00
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	大阪市北区角田町8-7	2,557	6.17
重里 欣孝	大阪市阿倍野区	1,400	3.38
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,199	2.89
重里 百合子	大阪市天王寺区	769	1.86
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4-10-2	600	1.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	385	0.93
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	300	0.72
SRSホールディングス従業員持株会	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング30階	220	0.53
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM	139	0.34
計		10,475	25.26

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有する株式のうち、115,665株は当社が導入した役員株式給付信託が所有する当社株式であります。なお、当該株式は連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として計上しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の持株数は、全て信託業務に係る株式であります。

3. 令和6年7月19日付(報告義務発生日 令和6年7月15日)で三井住友信託銀行株式会社から変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては、令和8年3月31日現在の実質所有状況が確認できていないものについては、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	1,212	2.92
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	526	1.27
計		1,739	4.19

4. 令和6年7月29日付（報告義務発生日 令和6年7月22日）で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては、令和8年3月31日現在の実質所有状況が確認できていないものについては、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,199	2.89
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	727	1.75
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	189	0.46
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区霞が関3-2-5	44	0.11
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-2	428	1.03
計		2,589	6.24

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和8年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,463,300	414,633	-
単元未満株式	普通株式 6,584	-	-
発行済株式総数	41,470,184	-	-
総株主の議決権	-	414,633	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式115,665株(議決権の数1,156個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

【自己株式等】

令和8年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) SRSホールディングス 株式会社	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング30階	300	-	300	0.00
計		300	-	300	0.00

(注) 1. 当社名義で単元未満株式93株を所有しております。

2. 役員株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式115,600株(0.27%)は、上記自己株式には含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役に対する株式給付信託の導入)

当社は、令和元年6月27日開催の第51期定時株主総会決議に基づき、令和2年2月25日より、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除きます。）及び主要なグループ会社の取締役（社外取締役、監査等委員又は当社の取締役兼務である取締役を除きます。当社の取締役と併せて「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1．株式給付信託制度の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役等に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

2．取締役等に給付する予定の株式の総数

有価証券報告書提出日現在で、株式給付信託口が当社株式を115,665株保有しております。

3．当該株式給付信託制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除きます。）及び主要な連結子会社6社（サトフードサービス株式会社、株式会社フーズネット、株式会社家族亭、M&Sフードサービス株式会社、株式会社NIS及びサト・アークランドフードサービス株式会社）の取締役（社外取締役、監査等委員又は当社の取締役兼務である取締役を除きます。）

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	50	60
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、令和8年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	393	-	393	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、令和8年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 保有自己株式数には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当事業年度115,665株、当期間115,665株)は含まれておりません。

なお、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式は連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

3【配当政策】

当社の利益配分の基本的な考え方は、企業の成長と株主還元の両立を図るため、原則として連結配当性向20%以上を目安に配当を決定することを基本方針とし、持続的な企業価値向上を目指し業績の状況や今後の成長投資の必要性を踏まえながら柔軟な配当政策を推進することとしております。

今後の事業展開や内部留保等を総合的に勘案した結果、当期の配当につきましては、1株当たり10円00銭の期末配当を実施することといたしました。また次期の配当につきましては、1株当たり10円00銭の期末配当を予定しております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる」旨及び「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、下記の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
令和8年5月19日 取締役会	414,697	10.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』をフィロソフィー（企業哲学）と定め、株主、お客様、従業員、お取引先、地域社会等にとってなくてはならない企業を目指し、適正な利益を確保しながら社会の繁栄に役立つべく様々な活動を推進しております。このフィロソフィーの具現化のためには、経営環境の変化に迅速に対応し得る効率的な職務執行体制及び経営管理体制並びにステークホルダーに支持される公正なコーポレート・ガバナンス体制を構築・維持することが重要な施策であると位置付けております。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

企業統治の体制

ア 企業統治の体制

・ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を前提とした定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって、従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

これにより、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化と、役割と責任を明確化し、経営の透明度を高め、経営判断の迅速化を図ることが適当であると判断しております。

・ 取締役会

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日（令和8年6月24日）現在、取締役3名（監査等委員である取締役に除く。うち、社外取締役1名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は最高意思決定機関として、株主からの受託者責任を認識し、適切にその権限を行使することにより、持続的成長、中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図り、経営の重要事項の意思決定並びに取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。また、取締役（監査等委員である取締役に除く。）の任期中の経営判断の的確性と職務執行の責任を明確にするために任期を1年としております。なお、当事業年度において、取締役会は14回開催され、重里政彦、重里欣孝、片山幹雄、田中正裕、宮本圭子、川井一男、佐藤ゆかりの7名は取締役会14回すべてに出席、池田訓は令和7年9月16日付けで辞任するまでに開催された取締役会7回のうち5回に出席しております。

・ 指名・報酬委員会

当社は、取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、全ての独立社外取締役と代表取締役社長で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役、執行役員の人事案、報酬制度案、報酬案、個人別の具体的報酬額案等を審議し、取締役会に対して答申を行います。

当事業年度において、指名・報酬委員会は8回開催され、委員である重里政彦、片山幹雄、宮本圭子、川井一男、佐藤ゆかりの5名は8回すべてに出席しております。

・ 経営会議

経営会議は業務執行取締役、執行役員及び重要関係会社社長で構成され、経営及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議もしくは決定する場として、月2回開催しております。

・ 監査等委員会

監査等委員会は、有価証券報告書提出日（令和8年6月24日）現在、4名の監査等委員（うち社外取締役3名）で構成されており、原則として、毎月開催するほか、必要に応じて随時開催いたします。また、監査等委員は、取締役会その他重要な会議へ出席することを含めて、取締役（監査等委員である取締役に除く。）の職務執行を監査・監督しております。

・ コーポレートガバナンス統括部

コーポレートガバナンス統括部は、監査等委員会の事務局として監査等委員会の事務を補助するとともに、SRSグループ監査室と連携して、社内の各部署について内部監査を行っております。

当社は、令和8年6月25日開催予定の令和8年3月期に係る定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役に除く。）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役は4名（監査等委員である取締役に除く。うち、社外取締役1名）及び監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

イ 内部統制システムの整備の状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役員に対しては「SRSグループ役員倫理規範」、従業員に対しては「SRSグループ従業員規範」を制定するとともに、コンプライアンスに関する手引書による啓発や各種研修及び諸会議において指導する等により、役員・従業員一人ひとりが法令遵守及び高い企業倫理に基づいて企業活動を推進しています。

この委員会の事務局はコーポレートガバナンス統括部とし、従業員がコンプライアンスの観点から判断に迷った場合や不正行為を発見した場合等のヘルプライン（相談窓口）の受付も行っております。

上記に加え、外部の弁護士事務所を窓口とするヘルプラインを設置しており、問題を未然に防ぎ、迅速に対応できる仕組みを構築しております。

また、内部統制システムは、当社の企業価値を高め、競争を勝ち抜き、存続し続けるために必要不可欠な仕組みであるとの基本的な考え方のもと、業務の適正を確保し、財務報告の適正性を確保するため、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置するとともに、その下部組織として「内部統制小委員会」を設け、それらの方針・指導・支援のもと、当社及び当社子会社において、金融商品取引法に基づく評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制システムの整備及び適正な運用を実施しております。

ウ リスク管理体制の整備の状況

当社は、分野ごとに発生可能性のあるリスクの洗い出しに努めるとともに、想定されるリスクについて、社内規程に則った部門責任者による自立的管理を行っております。商品の安全・安心のための品質保証については品質保証委員会を、コンプライアンス等についてはコンプライアンス委員会を設置し、それぞれ社長を委員長として、全社横断的な管理体制を構築しています。当社のリスク管理の上で、特に重要な提供商品の安全・安心に関しては、SRSグループ監査室安全衛生担当が品質保証委員会の事務局となり、食材の開発・仕入れから加工・提供及び監視までの品質保証に関する一貫した安全・安心体制の精度の向上を図っております。なお、SRSグループ監査室安全衛生担当は、店舗等の安全衛生監査も実施しております。

また、重大な損害の発生が予測されるリスク情報が、直ちに経営トップマネジメントへ報告伝達される危機管理体制の構築運営に努めております。

エ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の取締役に対し、当社が定める「関係会社管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的又は随時の報告を義務付けております。

オ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社子会社の従業員規範・役員倫理規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度をとり、反社会的勢力に経済的な利益は一切供与しないことを定めております。

・ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対しては、全社員一丸となり会社全体として対応することとし、反社会的勢力の関係者と思われる者に、金銭その他の経済的利益の供与は禁止しております。なお、反社会的勢力に対する対応責任部門は総務部門とし、その対応にあっております。

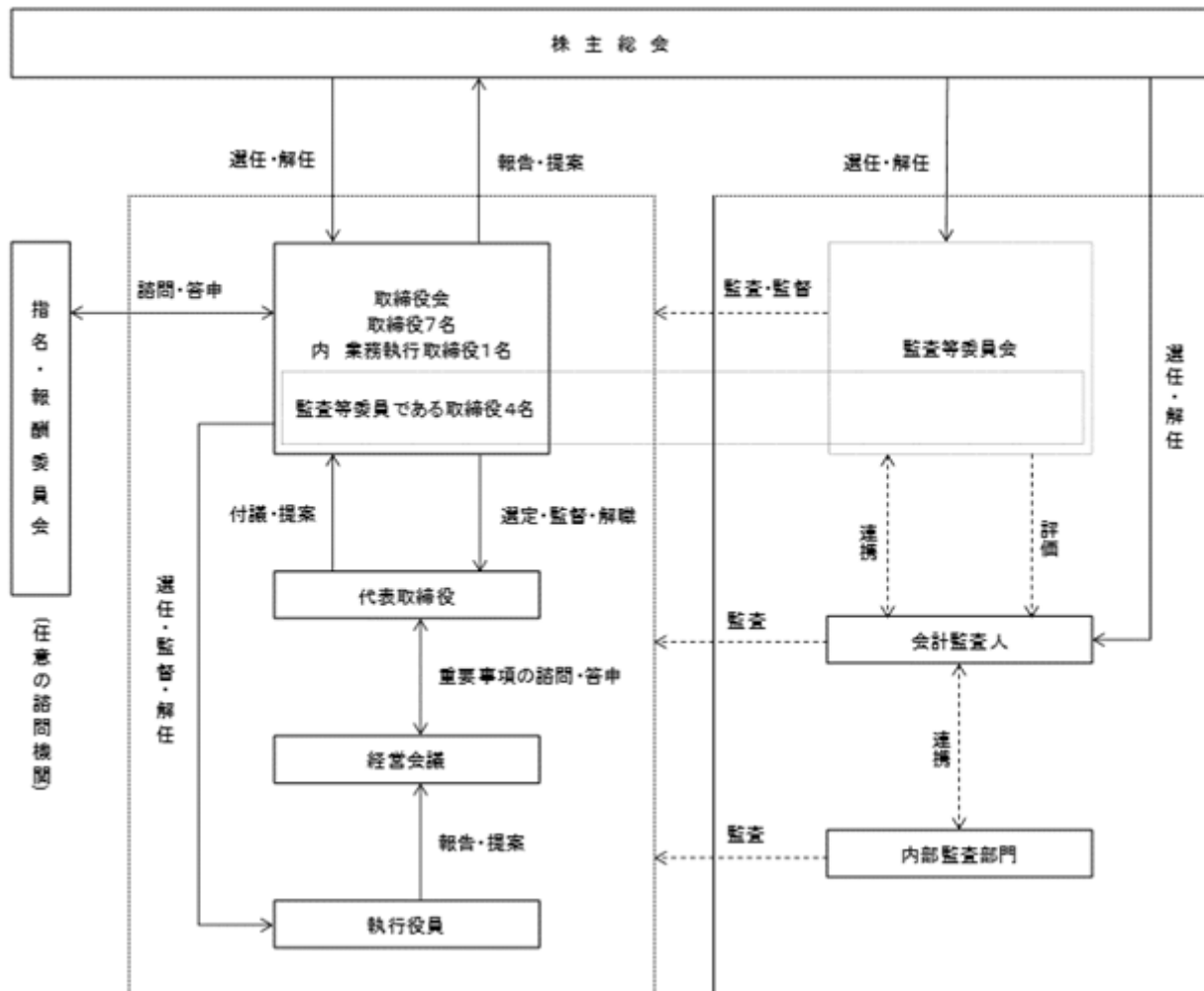
・ 外部の専門機関との連携状況

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

・ 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力対応マニュアルを作成するとともに、大阪府警察本部主催の講習会に参加し、対応上の留意点等を随時社内において共有しております。

有価証券報告書提出日（令和8年6月24日）現在のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第36条において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、有限責任 あずさ監査人と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

ア 剰余金の配当等の決定機関

当社は、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会決議により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

イ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役選任の要件

当社は、取締役選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(株式会社の支配に関する基本方針)

基本方針の内容

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』という当社のフィロソフィー(企業哲学)ならびにこれに基づき築きあげられた企業価値は、当社が中長期的に発展する基礎となるべきものと考えています。

また、当社の経営にあたっては、外食産業に関する永年に亘る技術の蓄積と経験ならびに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている地域におけるお客様との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

さらに、当社は、地域社会において潤いのある、楽しい食事の機会を提供するという地道な努力・実績の積み重ねこそが企業価値の拡大を導くものと考えており、とりわけ、短期的な目の利益追求ではなく、腰を据えて社会の繁栄に役立つ様々な事業活動の推進等の中長期的に企業価値向上に取り組む経営こそが、株主の皆様全体の利益の拡大に繋がるものと考えております。

当社が携わる外食産業は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を担うものであり、食の安全を十分に意識して取り組んでいく必要があります。このような取り組みと実績の積み重ねは、当社の更なる飛躍の基礎であり、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定は、このような認識を基礎として判断される必要があります。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

基本方針の実現に資する取組み(企業価値及び株主利益向上に向けた取組み)

当社は、当社創業者が昭和33年11月に法善寺横丁に飲食店「すし半」を開店し、すしと素材盛り沢山の鍋を安価で提供することにより「働く者の鍋屋」として絶大なご支持を頂いたことに始まります。

以来、今日まで、お客様の食生活への貢献を企業目的として、和食チェーン「和食さと」を中心に取組んでまいりました。

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』というフィロソフィー(企業哲学)の下『DREAM〔夢見る〕パートナーと共に、夢の実現をめざします。』、『ENJOY〔楽しむ〕カスタマーと共に楽しさを分かち合います。』、『LOVE〔愛する〕コミュニティを愛し、人びとと共に生きます。』という3つの経営理念を掲げています。

飲食店としてお客様をはじめ地域社会に親しまれる経営を心がけるとともに、従業員との協働を通じて、食を通じた社会への貢献を実現するべく、日々の企業活動の担い手である従業員との信頼関係の構築に努めており、かかるフィロソフィー(企業哲学)の下、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく日々経営努力を重ねております。

具体的には、以下のような施策に取り組んでおり、当社ウェブサイト(<https://srsholdings.com>)上の「サステナビリティ」にて情報を公開しております。

ア 安全・安心へのこだわり

当社は、お客様の健康を願い、安心してお食事をお召し上がりいただけるよう、食材の鮮度管理はもちろんのこと、その調達にあたり国の定める基準に準拠し、チェックを行っております。

イ 環境問題への取組み

環境・社会と経済が調和した「持続可能な社会」の実現に貢献するため、当社「企業倫理憲章」には「環境問題への取組みは、企業の存在と活動に必須の条件であると認識し行動する」と定められており、「地球温暖化防止・エネルギー使用の合理化」や「食品廃棄物等の発生抑制・リサイクル」などを重点課題としております。

ウ 地域・社会への貢献

当社は、地域になくなくてはならない企業たるべく、適正な利益を確保しつつも、社会の繁栄に貢献するべく各種活動を実施しております。「食育」を通じた健全な次世代の育成支援を目的とし、地元中学生の「店舗体験学習」への協力や「キッズニア甲子園内、すし屋パビリオン」への出展を実施しております。また、「ハンドルキーパー運動」などの飲酒運転根絶活動、各自治体による「災害時帰宅困難者支援活動」、「フードバンク」への食品の寄贈を通じた各団体の支援活動、社外団体の募金活動にも協力しております。

エ 働きやすい職場環境の整備

当社は、互いの人権・人格・価値観を尊重し、安全で働きやすい職場環境の整備に努めており、その前提に立って、経営理念にも謳われている「夢を実現できる会社」を実現するべく、各種人事・教育制度を採用・実施しております。

今後もこれらの取組みの積み重ねにより、「最も顧客に信頼されるレストラン」の実現を図り、社会から真に必要とされる企業を目指し成長を続ける所存です。

さらに、当店をご利用頂くお客様に、より当店への理解と愛着を深めて頂き、ひいては、当社の株主としてのご支援を頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けて株主優待の充実をはじめとする株主への利益還元にも取り組んでおります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成29年5月12日の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会において承認をいただいておりますが、令和2年5月18日の取締役会において本プランの終了を決議いたしました。現在では不適切な大規模買付行為を防止するための具体的な対応策（買収防衛策）を導入しておりません。このため、当社株式に対する大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適宜適切な処置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主の皆様の共同の利益の一層の確保、向上に努めてまいります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

(1) 有価証券報告書提出日(令和8年6月24日)現在の役員の状況

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 執行役員 社長	重里 政彦	昭和43年5月25日生	平成20年5月 アリスタライフサイエンス株式会社退職 平成20年6月 当社入社 平成20年6月 社長室長 平成21年2月 執行役員郊外和食営業本部長 平成22年6月 取締役兼執行役員 平成22年7月 取締役兼執行役員 事業統括本部長 平成26年2月 取締役執行役員副社長 管理本部長 平成28年2月 取締役執行役員副社長 平成29年4月 代表取締役執行役員社長(現任) 令和2年4月 サトフードサービス株式会社 代表取締役執行役員社長	(注)4	1,001
取締役 会長	重里 欣孝	昭和33年3月22日生	昭和62年3月 当社入社 昭和62年6月 取締役企画室長 平成2年4月 常務取締役商品本部長 平成5年11月 代表取締役社長 平成14年6月 代表取締役兼執行役員社長 平成26年2月 代表取締役執行役員社長 平成29年4月 取締役会長(現任)	(注)4	14,000
取締役	片山 幹雄	昭和32年12月12日生	平成18年4月 シャープ株式会社代表取締役 専務取締役 平成19年4月 同社代表取締役 取締役社長 平成24年4月 同社取締役会長 平成26年8月 同社退職 平成26年9月 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社)顧問 平成26年10月 同社副会長執行役員 最高技術責任者 平成27年6月 同社代表取締役副会長執行役員 最高技術責任者 令和3年10月 同社 特別顧問 令和4年3月 同社退職 令和4年4月 東京大学生産技術研究所 研究顧問(現任) 株式会社Kconcept 代表取締役社長(現任) 令和4年9月 株式会社よしもと統合ファンド 顧問(現任) 令和5年3月 ローランド株式会社 社外取締役(現任) 令和5年6月 当社社外取締役(現任) 令和7年3月 スター精密株式会社 社外取締役 令和8年3月 TOYO TIRE株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Kconcept 代表取締役社長 ローランド株式会社 社外取締役 TOYO TIRE株式会社 社外取締役	(注)4	-
取締役 監査等委員	田中 正裕	昭和37年10月2日生	平成26年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 三菱UFJ銀行) 退職 平成26年2月 当社入社 平成26年2月 執行役員 経営企画本部長 平成27年6月 取締役執行役員 経営企画本部長 平成28年2月 取締役執行役員 管理本部長 令和5年4月 取締役執行役員 特命担当 令和5年6月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)5	262

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
-----	----	------	----	----	---------------

取締役 監査等委員	宮本 圭子	昭和39年3月23日生	平成4年4月 第一法律事務所（現 弁護士法人第一法律事務所）入所 平成19年12月 弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士 平成29年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 令和8年1月 弁護士法人第一法律事務所 代表社員弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人第一法律事務所 代表社員弁護士	(注)5	-
取締役 監査等委員	川井 一男	昭和33年2月14日生	昭和57年11月 監査法人朝日会計社大阪事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成12年5月 同所社員就任 平成19年5月 同所代表社員就任 令和2年6月 同所退職 令和2年7月 川井一男公認会計士・税理士事務所代表（現任） 令和4年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 令和5年4月 黒田グループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 川井一男公認会計士・税理士事務所代表 黒田グループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	(注)6	-
取締役 監査等委員	佐藤 ゆかり	昭和36年8月19日生	昭和63年5月 テレビ朝日ニューヨーク支局（外報部） 平成9年8月 R&F Marketing Studio, Inc. 設立（ニューヨーク州）代表取締役社長 平成10年5月 ニューヨーク大学大学院経済学博士課程卒業 博士号（経済学）取得（金融経済学専攻） 平成17年9月 衆議院議員初当選（第44回総選挙） 平成24年12月 経済産業大臣政務官 平成30年10月 総務副大臣 兼 内閣府副大臣 令和元年9月 環境副大臣 令和3年12月 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役（現任） 令和5年7月 株式会社フューチャーアナリティクス 代表取締役社長（現任） 令和6年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 令和7年7月 Sentient株式会社 社外取締役（現任） 令和7年11月 株式会社アクアライン 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フューチャーアナリティクス 代表取締役社長 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役	(注)6	-
計					15,264

- (注) 1. 取締役片山幹雄は、社外取締役であります。
2. 取締役宮本圭子、川井一男及び佐藤ゆかりは、監査等委員である社外取締役であります。
3. 代表取締役重里政彦及び取締役重里欣孝は、兄弟であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の任期は、令和7年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和8年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役田中正裕及び宮本圭子の任期は令和7年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和9年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 監査等委員である取締役川井一男及び佐藤ゆかりの任期は令和6年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和8年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日（令和8年6月24日）現在における取得株式数を確認することができないため、令和8年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
8. 平成29年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

9. 執行役員

当社では、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、取締役会の意思決定の迅速化、役割分担による業務運営機能の強化とクイックレスポンス体制強化のため、執行役員制度を導入しております。

職名	氏名
代表取締役執行役員社長	重里 政彦
執行役員 SRSグループ店舗開発本部長	坪山 憲司
執行役員 経営戦略本部長	夏井 克典
執行役員 IR・広報部長	佐々木 亮
執行役員 SRSグループMD本部長	阪田 明信
執行役員 サステナビリティ担当 兼コーポレートガバナンス統括部長	岩見 貴史
執行役員 SRSグループDX推進本部長	田丸 知加

(2) 定時株主総会後の役員の状況

当社は、令和8年6月25日開催予定の令和8年3月期に係る定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定であります。

男性6名 女性2名 （役員のうち女性の比率25.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株）
代表取締役 執行役員 社長	重里 政彦	昭和43年 5月25日生	平成20年 5月 アリスタライフサイエンス株式会社退職 平成20年 6月 当社入社 平成20年 6月 社長室長 平成21年 2月 執行役員郊外和食営業本部長 平成22年 6月 取締役兼執行役員 平成22年 7月 取締役兼執行役員 事業統括本部長 平成26年 2月 取締役執行役員副社長 管理本部長 平成28年 2月 取締役執行役員副社長 平成29年 4月 代表取締役執行役員社長（現任） 令和2年 4月 サトフードサービス株式会社 代表取締役執行役員社長	(注) 4	1,001
取締役 会長	重里 欣孝	昭和33年 3月22日生	昭和62年 3月 当社入社 昭和62年 6月 取締役企画室長 平成2年 4月 常務取締役商品本部長 平成5年11月 代表取締役社長 平成14年 6月 代表取締役兼執行役員社長 平成26年 2月 代表取締役執行役員社長 平成29年 4月 取締役会長（現任）	(注) 4	14,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 執行役員 経営戦略本部長	夏井 克典	昭和48年8月25日生	平成9年4月 当社入社 平成26年4月 株式会社フーズネット 管理本部長 平成28年4月 経営企画本部付部長 平成28年9月 経営企画部長 平成29年4月 企画総務部長 平成30年4月 株式会社宮本むなし(現 M&Sフードサービス株式会社)代表取締役社長 令和7年11月 執行役員経営戦略本部長 令和8年6月 取締役執行役員経営戦略本部長(現任)	(注)4	41
取締役	片山 幹雄	昭和32年12月12日生	平成18年4月 シャープ株式会社代表取締役 専務取締役 平成19年4月 同社代表取締役 取締役社長 平成24年4月 同社取締役会長 平成26年8月 同社退職 平成26年9月 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社)顧問 平成26年10月 同社副会長執行役員 最高技術責任者 平成27年6月 同社代表取締役副会長執行役員 最高技術責任者 令和3年10月 同社 特別顧問 令和4年3月 同社退職 令和4年4月 東京大学生産技術研究所 研究顧問(現任) 株式会社Kconcept 代表取締役社長(現任) 令和4年9月 株式会社よしもと統合ファンド 顧問(現任) 令和5年3月 ローランド株式会社 社外取締役(現任) 令和5年6月 当社社外取締役(現任) 令和7年3月 スター精密株式会社 社外取締役 令和8年3月 TOYO TIRE株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Kconcept 代表取締役社長 ローランド株式会社 社外取締役 TOYO TIRE株式会社 社外取締役	(注)4	-
取締役 監査等委員	田中 正裕	昭和37年10月2日生	平成26年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 三菱UFJ銀行)退職 平成26年2月 当社入社 平成26年2月 執行役員 経営企画本部長 平成27年6月 取締役執行役員 経営企画本部長 平成28年2月 取締役執行役員 管理本部長 令和5年4月 取締役執行役員 特命担当 令和5年6月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)5	262
取締役 監査等委員	宮本 圭子	昭和39年3月23日生	平成4年4月 第一法律事務所(現 弁護士法人第一法律事務所)入所 平成19年12月 弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 令和8年1月 弁護士法人第一法律事務所 代表社員弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人第一法律事務所 代表社員弁護士	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 監査等委員	川井 一男	昭和33年2月14日生	昭和57年11月 監査法人朝日会計社大阪事務所(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成12年5月 同所社員就任 平成19年5月 同所代表社員就任 令和2年6月 同所退職 令和2年7月 川井一男公認会計士・税理士事務所代表(現任) 令和4年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 令和5年4月 黒田グループ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 川井一男公認会計士・税理士事務所代表 黒田グループ株式会社 社外取締役(監査等委員)	(注)6	-
取締役 監査等委員	佐藤 ゆかり	昭和36年8月19日生	昭和63年5月 テレビ朝日ニューヨーク支局(外報部) 平成9年8月 R&F Marketing Studio, Inc. 設立(ニューヨーク州)代表取締役社長 平成10年5月 ニューヨーク大学大学院経済学博士課程卒業 博士号(経済学)取得(金融経済学専攻) 平成17年9月 衆議院議員初当選(第44回総選挙) 平成24年12月 経済産業大臣政務官 平成30年10月 総務副大臣 兼 内閣府副大臣 令和元年9月 環境副大臣 令和3年12月 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役(現任) 令和5年7月 株式会社フューチャーアナリティクス 代表取締役社長(現任) 令和6年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 令和7年7月 Sentient株式会社 社外取締役(現任) 令和7年11月 株式会社アクアライン 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社フューチャーアナリティクス 代表取締役社長 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役	(注)6	-
計					15,305

- (注) 1. 取締役片山幹雄は、社外取締役であります。
2. 取締役宮本圭子、川井一男及び佐藤ゆかりは、監査等委員である社外取締役であります。
3. 代表取締役重里政彦及び取締役重里欣孝は、兄弟であります。
4. 取締役(監査等委員である取締役は除く。)の任期は、令和8年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和9年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役田中正裕及び宮本圭子の任期は令和7年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和9年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査等委員である取締役川井一男及び佐藤ゆかりの任期は令和8年3月期に係る定時株主総会終結の時から令和10年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(令和8年6月24日)現在における取得株式数を確認することができないため、令和8年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
8. 平成29年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

9. 執行役員

当社では、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、取締役会の意思決定の迅速化、役割分担による業務運営機能の強化とクイックレスポンス体制強化のため、執行役員制度を導入しております。

職名	氏名
代表取締役執行役員社長	重里 政彦
取締役執行役員 経営戦略本部長	夏井 克典
執行役員 SRSグループ店舗開発本部長	坪山 憲司
執行役員 IR・広報部長	佐々木 亮
執行役員 SRSグループMD本部長	阪田 明信
執行役員 サステナビリティ担当 兼コーポレートガバナンス統括部長	岩見 貴史
執行役員 SRSグループDX推進本部長	田丸 知加

社外役員の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名中1名、監査等委員である取締役4名中3名を社外取締役として選任しており、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

当社は、社外取締役の選任に関して、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できることを基本方針とし、株式会社東京証券取引所の上場規制を参考に独立性の判断基準を策定しております。

当該基準を勘案した結果、社外取締役4名がいずれも独立性を有するものと判断しており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届けております。

なお、社外取締役片山幹雄、宮本圭子、川井一男及び佐藤ゆかりは、会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、該当事項はありません。

社外取締役は、企業経営者や弁護士、また公認会計士として培った知見を企業経営全般に活かし、経営の監視と助言を行い、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることが出来るものと考えております。

なお、社外取締役は取締役会に出席するとともに、経営会議にも出席し、専門的見地から経営の監督を行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

社外取締役は、企業経営者や弁護士、また公認会計士としての視点から、実効性の高い監査機能を有し、経営者の職務遂行の妥当性を十分に監査・監督できるものと考えております。

監査等委員会による監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、監査等委員会の事務局としてコーポレートガバナンス統括部を設置し、同部の責任者がSRSグループ監査室と連携することで、監査等委員会と内部監査部門が緊密に情報交換を行い、適切な相互連携を図っております。

また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの整備状況及び運用状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人の行う監査や講評に立ち会い、又は監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、相互に意見交換を行う等、会計監査人と緊密な連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

有価証券報告書提出日（令和8年6月24日）現在、当社の監査等委員会は、1名の常勤監査等委員と3名の非常勤監査等委員で構成されており、取締役会その他重要な会議へ出席する事を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査・監督しております。また、内部監査部門との連携については、適宜、監査体制・監査計画について打ち合わせを行うと共に、内部監査部門が実施した監査実施状況の報告及び当該報告に基づく対応等について協議すべく会合を開催しております。また、経営トップマネジメントが決裁した社内稟議書を始めとする業務執行に係る文書は、社内イントラネット上に掲示されており、監査等委員が随時閲覧出来る体制を構築・運用する事で、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人にその説明を求めることができる体制をとっております。

なお当社は、令和8年6月25日開催予定の令和8年3月期に係る定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員会は引き続き4名の監査等委員（うち3名は社外取締役）で構成されることとなります。

当事業年度において、当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	備考
田中 正裕（常勤）	14回	14回	令和7年6月26日開催の第57期定時株主総会にて選任（再任）
宮本 圭子	14回	14回	令和7年6月26日開催の第57期定時株主総会にて選任（再任）
川井 一男	14回	14回	令和6年6月27日開催の第56期定時株主総会にて選任（再任）
佐藤 ゆかり	14回	14回	令和6年6月27日開催の第56期定時株主総会にて選任（新任）

常勤監査等委員田中正裕は、当社管理本部長を務め経営全般及び管理・運営業務の知見を有するとともに、当社グループの事業会社取締役を歴任し広範な業務に精通しております。非常勤監査等委員宮本圭子は、弁護士として幅広い見識と企業法務に係る豊富な経験を有しております。非常勤監査等委員川井一男は、公認会計士として監査法人で長年企業会計に携わっており、また、企業の監査と会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しております。非常勤監査等委員佐藤ゆかりは、経済学への深い知見に加え、総務副大臣、内閣府副大臣、環境副大臣などを歴任し、幅広い分野での豊富な経験・実績・見識や会社経営の経験を有しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査の基本方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、取締役の職務執行の適法性・妥当性、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の評価及び監査報酬の同意等であります。

常勤監査等委員の活動としては、取締役会並びに経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、及び代表取締役、会計監査人及びリスク管理部門、内部監査部門との意見交換等を実施しております。

内部監査の状況

内部統制システムとして社長直轄のコーポレートガバナンス統括部及びSRSグループ監査室を設置しており、店舗の金銭類取扱監査、本社業務監査、関係会社監査等の各部門の業務執行の有効性、法令・会社規定の遵守状況等について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会へ報告を行うとともに、業務の改善に向けた具体的な助言・勧告を行っております。また、財務報告の信頼性を確保するため、会社の業務活動（プロセス）が法令及び諸規定に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかについて内部統制監査を行っております。

会計監査の状況

ア 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

イ 継続監査期間

8年間

ウ 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 弓削 亜紀

指定有限責任社員 業務執行社員 小松野 悟

エ 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

オ 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査法人の選定等にあたっては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、監査実績等を総合的に判断し決定しており、また、その結果、有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査人として適切であると判断しております。

カ 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査実施状況や監査報告等を通じ、独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかについて検証しております。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性及び必要な専門性を有することについても検証しております。加えて、別に定める「会計監査人の評価・選定に係る基準」に基づき、会計監査人の適格性、専門性、品質管理・監査の実施体制、監査の有効性と効率性について、毎期評価しております。

監査報酬の内容等

ア 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	59	6	57	-
連結子会社	-	-	-	-
計	59	6	57	-

当社における非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務であります。

イ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(ア.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	0	-	1
連結子会社	-	-	-	-
計	-	0	-	1

当社における非監査業務の内容は、インドネシアへの出向者の個人所得税に係るアドバイザー業務であります。

ウ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

エ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬につきましては、監査公認会計士等より提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等と協議した上で決定しております。

なお、会社法の定めにより監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

オ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査公認会計士等より提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等と協議し、有効かつ効率的な監査が実施可能と判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会で承認された報酬総額、年額2億円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名）の範囲で決定しております。

〔報酬の構成〕

・取締役基礎報酬

委任に対する基本的な対価として、内規等に基づき決定されるものであります。

・業務執行等報酬

業務遂行の重責度と業績評価に基づき決定される職責報酬、同じく重責度に担当業務の影響度を業績指数として算定する全社業績報酬、及び前年度業績に応じて支給の有無が決められる業績賞与から構成されるものであります。

また、当社の役員報酬のうち、非金銭報酬の内容は、別途定める株式給付規程に基づく業績連動型株式報酬であり、その内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

〔業績評価及び業績指数に関する事項〕

業績評価及び業績指数に関しては、毎年期初において、各役員の成果責任に対応する目標を設定し、その達成度を評価するものとしております。かかる評価は、独立社外取締役と代表取締役社長で構成される任意の指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）の諮問を受け、中期経営方針・戦略、年度計画及び組織戦略から設定される成果責任を、業績に関する指標、生産性向上に関する指標、組織・人材開発に関する指標、その他の指標の項目に分けて設定し、役員毎に評価しております。なお、当事業年度については、各指標において概ね計画に沿った結果となりました。

〔報酬額の決定〕

報酬額については、取締役基礎報酬及び業務執行等報酬から、業績賞与及び業績連動型株式報酬額を控除した金額につき、任期（1年）を12等分した額を月額報酬として算定の上、支給を行っております。業績賞与については、当社が重点を置くべき項目（売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素）を指標とし、総合的な考慮をもとに支給の有無及び金額を決定し、これを支給する場合には、翌事業年度の6月に支給を行っております。

各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議により、決定権限を代表取締役社長重里政彦に一任しており、当事業年度においても同人による最終判断により報酬額を決定いたしました。当該権限を一任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制をとっており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同人が最も適切であると考えたからであります。具体的決定にあたっては、「取締役・執行役員報酬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、代表取締役社長が、限度額の範囲内で原案を作成し、指名・報酬委員会が、ガイドラインに沿って審議を行うこととしております。かかる手続きを設けることにより、代表取締役社長の報酬決定権限が適切に行使されるよう措置を講じており、当事業年度の報酬額決定においても同様の手続きを経ていることから、取締役会は手続きの適正性につき審議の上、各取締役の報酬の決定方法及び内容がガイドラインに沿うものであると判断しております。

なお、ガイドラインは、指名・報酬委員会が協議により定めた役員報酬決定方針であり、役員の報酬体系、報酬の内容、業績連動型報酬の算定方法等を内容とするものであります。

イ 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会で承認された報酬総額、年額5千万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は4名）の範囲で決定しております。同報酬の額については、監査等委員の独立性確保の観点から、業績との連動は行わず固定報酬とし、常勤及び非常勤等の業務内容を勘案の上、監査等委員会が決定しております。

役員報酬等

ア 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	92,937	24,000	61,860	7,077	3
社外取締役 (監査等委員を除く。)	6,000	6,000	-	-	1
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	12,000	12,000	-	-	1
社外取締役(監査等委員)	18,000	18,000	-	-	3

(注) 取締役に対する非金銭報酬は役員株式給付信託に基づく役員株式給付引当金繰入額であります。
役員株式給付信託制度の概要は、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に記載しております。

イ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ウ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式は保有しておらず、保有する投資株式は全て純投資目的以外の目的で保有しております。

保有目的が純投資目的以外の投資株式

ア 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、経営戦略の一環として、取締役会が必要と判断する純投資目的以外の投資株式を保有しております。なお、取締役会において、毎年定期的に株価や配当等を加味した利回りと当社資本コストの比較といった定量的な指標と経営戦略に合致するか否かの定性的な状況を確認し、保有の適否について決定しております。

イ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	14,018
非上場株式以外の株式	2	863,500

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	630,033

ウ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表 計上額(千円)	貸借対照表 計上額(千円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	235,000	470,000	金融機関との良好な取引関係 維持のための政策投資目的	有
	611,000	945,170		
麒麟ホールディングス(株)	100,000	100,000	仕入先との良好な取引関係維 持のための政策投資目的	有
	252,500	207,750		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、株価や配当等を加味した利回り
 と当社資本コストの比較といった定量的な指標と経営戦略に合致するか否かの定性的な状況を確認
 し検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

1. 連結会社の経営方針・経営戦略等と関連付けた人材戦略

当社グループは、中期経営計画であるSRS VISION 2030において、連結数値で「売上高1,150億円」、「経常利益60億円」を目標とし、重点戦略として「“和食さと”のナショナルブランド化」、「“にぎり長次郎”“うまい鯨鮓”でグルメ寿司チェーン圧倒的 1の実現」、「第3、第4の収益の柱となる事業の確立」、「売上高1,000億円超を支えるグループ機能の強化とサステナブル経営の推進」の4つを掲げています。

これらの経営戦略を実現するためには、令和12年までに250店舗以上の新規店舗を運営する店舗従業員数の確保、出店を実現するための店舗開発および建築人材の増員、また、業務の自動化・効率化を促進し全従業員の生産性向上を実現するDX部門の強化が必要です。これらの人材を獲得・定着させられない場合、新規出店の加速とエリア拡大に影響を及ぼすリスクがあると認識する一方で、採用機能の強化による人材の確保と積極的な教育投資による人材育成によって、さらなる収益力の向上、店舗数の増加、収益源の増加を加速させる機会ともなります。

店舗開発および建築人材についてはキャリア採用を積極的に実施し、令和7年3月期と比較し12.5%の人員増を実施しています。また、DX部門においてもSRSグループDX推進本部を新設し、全社横断の体制でDXを加速しています。

こうしたリスクと機会を踏まえた人材戦略として、積極的な人的資本投資によるヒトと事業の循環型成長モデルを実現することをVISIONとして掲げ、人件費をコストではなく投資として捉え、人材が成長することで顧客の体験価値が向上し、それが各ブランドの魅力を高め、さらなる優秀な人材の獲得につながるということを人材戦略の基本方針としています。その中で、「多様な人材の活用と促進」、「経営幹部人材の育成」、「ワークエンゲージメントの向上」の3つをテーマに設定し、各種施策を連結全体で展開しています。

多様な人材の活用と促進

性別・年齢・国籍に関わりなく、すべての人材が力を発揮できる組織作りを推進しています。多様な人材の採用や、正社員登用、再雇用制度の拡充を通じて、すべての人がキャリアの選択肢を持てる環境を整備し、個々の価値観やライフスタイルを尊重しながら、柔軟で持続可能な働き方の実現を目指しています。

特に女性管理職の登用に向けてグループ横断での研修の実施や、短時間勤務正社員制度や従業員紹介制度など、パートから正社員への登用を促進する制度の整備や、地域を限定した働き方など、幅広い人材を確保できる仕組み・制度づくりを実施しています。

経営幹部人材の育成

階層別の研修制度やeラーニングを整備し、管理職・リーダー候補の育成を全社で推進しています。

特に次世代経営幹部の育成を目的としてグループ横断で、「経営幹部プログラム」や「ライン管理職向け研修」などのマネジメント研修を実施し、経営幹部のサクセッションプランを実施しています。また、スペシャリスト候補の若手人材には、定期的な集合研修を通じてビジネスマンとしての幅広い知識やチェーンストア理論を学ぶ社外研修など、成長を促すための教育施策を実施し、10年後の組織を見据えた、若手人材への積極的な人的投資を実施しています。

ワークエンゲージメントの向上

“SRSグループで働き続けたい“と思ってもらえるように、物価上昇を上回る水準での昇給や、年間休日の増加や有給取得率の向上などの休日増加、男性の育休取得支援など、働きやすい職場環境づくりを通じて、エンゲージメントの高いチーム作りを目指しています。

特に、すべての社員が育児に参加できるよう、育児休暇の取得率向上に向けた取り組みを推進しています。

これらの戦略の実効性を担保するため、各人事戦略における人的資本指標と目標を設定し、定期的なモニタリングによる継続的な価値向上に努めています。

人事戦略	主な指標	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	2030年目標 (令和12年3月期)
		3月期	3月期	3月期	3月期	
多様な人材の活用と促進	女性役員比率	8.3%	8.3%	15.4%	23.1%	30%以上
	女性管理職比率	7.2%	7.8%	8.0%	10.2%	30%以上
経営幹部人材の育成	社員一人当たり教育投資額	1.0万円	2.9万円	3.4万円	4.1万円	10万円以上
	若手人材管理職比率	-	-	9.7%	10.2%	10%以上
ワークエンゲージメントの向上	離職率	11.3%	10.9%	11.2%	10.7%	8.0%以下
	女性育休休暇取得率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%
	男性育休休暇取得率	29.4%	40.9%	26.7%	64.7%	85%以上

(注) 1. 主な指標については、提出会社を含む連結数値を記載しておりますが、女性役員比率は提出会社のみ指標・数値となっております。

2. 女性役員比率とは、取締役及び執行役員のうち女性の割合を示しております。

3. 若手人材管理職比率の若手とは、40才未満の人材を示しております。

4. 「離職率 = 当該事業年度の退職者数 ÷ 期初の在籍者 × 100%」として算出しております。

2. 連結会社の従業員の給与等の決定に関する方針

提出会社（SRSホールディングス株式会社）

当社は、持続的な企業価値向上と経営戦略の達成に向け、人材戦略に基づき給与・賞与を決定しています。また、社員の能力、業績、仕事の責任・価値（内部要素）や世間相場（外部要素）に基づき、納得感のある給与を支払う制度設計と運用を目指しています。

正社員給与

〔給与の構成〕

・基本給

所定の就業時間に対する主たる報酬となります。全ての社員がキャリアの選択肢を持ち、個々の価値観やライフスタイルを尊重しながら、柔軟で持続可能な働き方を実現できるよう、その賃金体系は、若年層には中長期的に収入が上がるように職能資格給で配慮し、役職者には役割給で業績と連動させる等、役割給・職能資格給・職務給・基本時間給を併用し、職群ごとに適切な賃金制度を適用しています。

・諸手当

特定の業務負担や勤務条件に対して適正に評価し、また、個人の成果を反映させ貢献度に応じた処遇を行えるように、手当を設定・運用しています。特に、地域を限定せずに勤務を行える社員に対する手当や、物価や住居費が高い都市部で勤務する社員に対する手当は、新規出店戦略に対する人材の確保を目的としています。

・賞与

賞与は、基本的に夏季賞与と冬季賞与の年2回支給しています。従業員が安心して安定的に働き続けられるよう、生活の保障・安定支給を目的に基本給連動型として支給していますが、基本給と支給月数によって決定される固定配分額と、個人の業績・成果と情意を評価して決定される評価配分額とを合計して支給しています。これは、安定的な支給に加えて、個人の成果を反映させることによるモチベーションの向上を目的としています。

また、通期で営業利益予算を達成した場合には、対象事業年度の業績評価に応じて、決算賞与を翌年度の夏季賞与と同時期に支給しています。

〔昇給〕

年1回実施する人事考課にて、給与の改定を実施しています。また、職位に対応する等級へ格付けの変更を行っています。その他に、物価上昇等社会経済変動等により、給与の改定が必要であると認められるときには、ベースアップ等の給与改定を実施しています。

〔給与水準のベンチマーク〕

同業界における給与水準を維持すべく、業界レポート等での情報を参考としています。

〔給与の決定プロセス〕

給与改定に関わる人事考課は年に1度、課題形成力・課題遂行力・人材活用力・対人対応力・知識技能等を直属の上司による評価面談にて実施しています。賞与の評価配分額決定に関わる業績評価は年に2度、個人の業績・成果などの成績評価と仕事に対する姿勢や意欲などの情意評価を直属の上司による評価面談にて実施しています。人事考課・業績評価とも、執行役員が参加する評価会議にて決定されています。なお、ベースアップや職位手当の変更等、給与規程の改定を伴うものについては、取締役会及び経営会議で決議しています。

〔その他の福利厚生〕

仕事と育児を両立しながら当社で働き続けられる様に、中学生までの子を持つ従業員への割引制度や7日間連続の長期休暇制度など、特に子育て世代を支援する様々な福利厚生制度を導入し、労働環境の改善に努めています。

最大人員会社（サトフードサービス株式会社）

当社は、持続的な企業価値向上と経営戦略の達成に向け、人材戦略に基づき給与・賞与を決定しています。また、社員の能力、業績、仕事の責任・価値（内部要素）や世間相場（外部要素）に基づき、納得感のある給与を支払う制度設計と運用を目指しています。

正社員給与

〔給与の構成〕

・基本給

所定の就業時間に対する主たる報酬となります。全ての社員がキャリアの選択肢を持ち、個々の価値観やライフスタイルを尊重しながら、柔軟で持続可能な働き方を実現できるよう、その賃金体系は、若年層には中長期的に収入が上がるように職能資格給で配慮し、役職者には役割給で業績と連動させる等、役割給・職能資格給・職務給・基本時間給を併用し、職群ごとに適切な賃金制度を適用しています。

・主な諸手当

特定の業務負担や勤務条件に対して適正に評価し、また、個人の成果を反映させ貢献度に応じた処遇を行えるように、手当を設定・運用しています。特に、地域を限定せずに勤務を行える社員に対する手当や、物価や住居費が高い都市部で勤務する社員に対する手当は、新規出店戦略に対する人材の確保を目的としています。

- ・賞与
賞与は、基本的に夏季賞与と冬季賞与の年2回支給しています。従業員が安心して安定的に働き続けられるよう、生活の保障・安定支給を目的に基本給連動型として支給していますが、基本給と支給月数によって決定される固定配分額と、個人の業績・成果と情意を評価して決定される評価配分額とを合計して支給しています。これは、安定的な支給に加えて、個人の成果を反映させることによるモチベーションの向上を目的としています。

また、通期で営業利益予算を達成した場合には、対象事業年度の業績評価に応じて、営業利益の一定割合を原資として決算賞与を、対象事業年度の年間の業績評価に応じて、翌年度の夏季賞与と同時期に支給しています。

- 〔昇給〕
年1回実施する人事考課にて、給与の改定を実施しています。また、職位に対応する等級へ格付けの変更を行っています。その他に、物価上昇等社会経済変動等により、給与の改定が必要であると認められるときには、ベースアップ等の給与改定を実施しています。
- 〔給与水準のベンチマーク〕
同業界における給与水準を維持すべく、業界レポート等での情報を参考としています。
- 〔給与の決定プロセス〕
給与改定に関わる人事考課は年に1度、課題形成力・課題遂行力・人材活用力・対人対応力・知識技能等を直属の上司による評価面談にて実施しています。賞与の評価配分額決定に関わる業績評価は年に2度、個人の業績・成果などの成績評価と仕事に対する姿勢や意欲などの情意評価を直属の上司による評価面談にて実施しています。人事考課・業績評価とも、執行役員が参加する評価会議にて決定されています。なお、ベースアップや職位手当の変更等、給与規程の改定を伴うものについては、取締役会及びSRSホールディングス(株)の経営会議で決議しています。

〔その他の福利厚生〕
仕事と育児を両立しながら当社で働き続けられる様に、中学生までの子を持つ従業員への割引制度や7日間連続の長期休暇制度など、特に子育て世代を支援する様々な福利厚生制度を導入し、労働環境の改善に努めています。

臨時従業員給与

- 〔給与の構成〕
・基本時間給
時間給制における1時間単位の基本賃金で処遇しています。ただし、能力の向上に応じて時給単価が上昇し、さらに一定の責任を担う人材には手当が付加されます。

〔給与水準のベンチマーク〕
近隣飲食店における募集賃金を参考とし、同地域における給与水準、および採用競争力を維持しています。

- 〔給与の決定プロセス〕
店長にて随時実施する作業の習得度評価にて、作業の習得レベルに応じた格付けがされ、その格付けに応じて時給単価が上昇します。能力に応じた報酬への反映を実現するとともに、店長の評価面談によるコミュニケーションを促進し、臨時従業員のエンゲージメントの向上を行っています。
(和食さと：キャリアパスプラン、天井・天ぶら本舗さん天：STAR制度)

次に従業員数の多い会社(株式会社アミノ)

当社は、持続的な企業価値向上と経営戦略の達成に向け、人材戦略に基づき給与・賞与を決定しています。また、社員の能力、業績、仕事の責任・価値(内部要素)や世間相場(外部要素)に基づき、納得感のある給与を支払う制度設計と運用を目指しています。

正社員給与

- 〔給与の構成〕
・基本給
所定の就業時間に対する主たる報酬となります。社員の能力、経験、技能及び職務遂行内容並びに外部労働市場の水準等を総合的に勘案して決定しています。また、年1回の人事考課結果に基づき見直しを行い、適正な処遇水準の維持に努めています。
- ・諸手当
特定の業務負担や勤務条件に対して適正に評価し、また、個人の成果を反映させ貢献度に応じた処遇を行えるように、手当を設定・運用しています。特に物価や住居費の生活水準の地域格差を補う手当は、新規出店戦略に対する人材の確保を目的としています。
- ・賞与
賞与は、基本的に夏季賞与と冬季賞与の年2回支給しています。企業業績と個人の成果を適切に反映させる方針としております。支給額は、業績水準に応じた総原資を基礎とし、各従業員の評価結果に基づき配分してあります。個人の成果を反映させることによるモチベーションの向上を目的としています。

また、通期で営業利益予算を達成した場合には、対象事業年度の業績評価に応じて、営業利益の一定割合を原資として決算賞与を、対象事業年度の年間の業績評価に応じて、翌年度の夏季賞与と同時期に支給しています。

〔昇給〕

年1回実施する人事考課にて給与の改定を実施しています。その他に、物価上昇等社会経済変動等により、給与の改定が必要であると認められるときには、ベースアップ等の給与改定を実施しています。

〔給与水準のベンチマーク〕

同業界における給与水準を維持すべく、業界レポート等での情報を参考としています。

〔給与の決定プロセス〕

給与改定に関わる人事考課は年に1度、課題形成力・課題遂行力・人材活用力・対人対応力・知識技能等を直属の上司による評価にて実施しています。賞与の評価配分額決定に関わる業績評価は年に2度、個人の業績・成果などの成績評価と仕事に対する姿勢や意欲などの情意評価を直属の上司による評価にて実施しています。人事考課・業績評価とも、執行役員が参加する評価会議にて決定されています。なお、ベースアップや職位手当の変更等、給与規程の改定を伴うものについては、取締役会及びSRSホールディングス株の経営会議で決議しています。

臨時従業員給与

〔給与の構成〕

・基本時間給

時間給制における1時間単位の基本賃金で処遇しています。ただし、能力の向上に応じて時給単価が上昇し、さらに一定の責任を担う人材には手当が付加されます。

〔給与水準のベンチマーク〕

近隣飲食店における募集賃金を参考とし、同地域における給与水準、および採用競争力を維持しています。

〔給与の決定プロセス〕

店長にて年2回実施する人事評価にて、作業の習得レベルに応じて時間単価が上昇します。能力に応じて報酬を上昇させることで、臨時従業員のエンゲージメントの向上を行っています。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

令和8年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外食事業	1,927 (5,378)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

2. 当社グループは、外食事業の単一セグメントであります。

提出会社の状況

令和8年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
98 (6)	49.0	15.2	7,302	4.1

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

サトフードサービス㈱

令和8年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
780 (2,476)	43.7	12.5	4,849	0.2

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

イ 上記アの次に従業員数が多い会社

㈱アミノ

令和8年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
272 (303)	36.6	7.0	3,994	7.0

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

当社グループの労働組合の状況は、以下のとおりであります。

令和8年3月31日現在

会社名	組合名	組合員数(人)
サトフードサービス㈱	SRSグループ労働組合	729
㈱フーズネット	UAゼンセンフーズネットユニオン	254
㈱家族亭	家族亭労働組合	154
サト・アークランドフードサービス㈱	サト・アークランドフードサービスユニオン	75

なお、労使関係は円滑に推移し、特記すべき事項はありません。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の額の差異(%)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
8.9	-	51.4	61.4	34.3

- (注) 1. 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の額の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 男性労働者の育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、出向者を出向元の労働者として集計しております。
4. 労働者の男女の賃金の額の差異については、男性労働者の賃金に対する女性労働者の賃金の割合を示しており、「男女の賃金の差異 = 女性の平均年間賃金 ÷ 男性の平均年間賃金 × 100%」として算出しております。また、平均年間賃金は、総賃金 ÷ 人員数として算出しております。
5. 労働者の男女の賃金の額の差異については、出向者を出向元の労働者として集計しております。
6. 当社グループでは、採用・評価・登用等に関し、性別や国籍、年齢などの属性に関わらず、個人の成長に基づいた処遇を行っております。労働者の男女の賃金の額の差異の主要因は、等級別人数構成の差によるものであります。

イ 主要な連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の額の差異(%)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
サトフードサービス(株)	8.9	57.1	67.6	67.4	113.4
(株)フーズネット	10.3	100.0	63.2	79.2	101.3
(株)家族亭	8.8	50.0	58.1	87.1	101.2
(株)アミノ	6.7	-	44.7	69.0	73.1
M&Sフードサービス(株)	21.7	0.0	61.1	77.1	92.2
(株)すし弁慶	25.0	-	80.7	113.7	132.4
サト・アークランドフードサービス(株)	12.5	-	69.6	92.3	104.1

- (注) 1. 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の額の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 男性労働者の育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、出向者を出向元の労働者として集計しております。

- 4 . 労働者の男女の賃金の額の差異については、男性労働者の賃金に対する女性労働者の賃金の割合を示しており、「男女の賃金の差異 = 女性の平均年間賃金 ÷ 男性の平均年間賃金 × 100%」として算出しております。また、平均年間賃金は、総賃金 ÷ 人員数として算出しております。
- 5 . 労働者の男女の賃金の額の差異については、出向者を出向元の労働者として集計しております。
- 6 . 当社グループでは、採用・評価・登用等に関し、性別や国籍、年齢などの属性に関わらず、個人の成長に基づいた処遇を行っております。労働者の男女の賃金の額の差異の主要因は、等級別人数構成の差によるものであります。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,567,643	13,287,030
売掛金	1,318,478	1,346,740
商品	59,140	53,258
原材料及び貯蔵品	1,384,438	1,503,120
1年内回収予定の長期貸付金	68,204	69,292
その他	826,898	946,349
貸倒引当金	600	429
流動資産合計	18,090,516	19,319,362
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 25,506,497	2 27,472,351
減価償却累計額	4 20,218,180	4 21,369,207
建物及び構築物(純額)	5,288,316	6,103,143
機械装置及び運搬具	1,178,064	1,363,233
減価償却累計額	4 945,778	4 1,063,593
機械装置及び運搬具(純額)	232,285	299,639
土地	2, 5 3,329,650	2, 5 3,438,760
リース資産	1,996,644	2,118,127
減価償却累計額	4 1,414,122	4 1,535,615
リース資産(純額)	582,522	582,512
建設仮勘定	132,276	167,303
その他	8,009,995	9,232,822
減価償却累計額	4 6,490,207	4 7,488,945
その他(純額)	1,519,787	1,743,877
有形固定資産合計	11,084,839	12,335,237
無形固定資産		
のれん	5,318,844	5,387,205
商標権	2,590,680	2,440,243
その他	529,699	309,788
無形固定資産合計	8,439,224	8,137,237
投資その他の資産		
投資有価証券	1,188,514	900,569
長期貸付金	590,286	607,068
差入保証金	4,246,627	4,369,558
繰延税金資産	1,585,370	746,753
その他	612,212	654,913
貸倒引当金	3,267	8,996
投資その他の資産合計	8,219,745	7,269,867
固定資産合計	27,743,808	27,742,342
繰延資産	109,725	83,918
資産合計	45,944,050	47,145,623

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,142,550	2,348,377
1年内償還予定の社債	1,087,500	1,147,500
1年内返済予定の長期借入金	² 1,620,700	² 1,867,683
リース債務	194,133	128,940
未払金	3,348,440	3,418,677
未払法人税等	402,213	652,310
賞与引当金	598,810	606,641
店舗閉鎖損失引当金	1,463	1,575
その他	¹ 1,788,656	¹ 1,888,675
流動負債合計	11,184,467	12,060,380
固定負債		
社債	⁶ 8,511,250	⁶ 7,683,750
長期借入金	² 5,441,328	² 5,513,111
リース債務	929,005	920,444
再評価に係る繰延税金負債	⁵ 85,305	⁵ 85,305
繰延税金負債	695,664	119,419
役員退職慰労引当金	214,593	228,203
役員株式給付引当金	56,670	68,590
退職給付に係る負債	132,465	196,835
資産除去債務	1,435,986	1,509,554
その他	235,628	318,638
固定負債合計	17,737,898	16,643,852
負債合計	28,922,366	28,704,232
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,077,683	11,077,683
資本剰余金	4,481,953	4,482,172
利益剰余金	1,322,637	2,706,295
自己株式	119,707	116,715
株主資本合計	16,762,566	18,149,436
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	633,815	485,695
繰延ヘッジ損益	14,915	120,548
土地再評価差額金	⁵ 926,256	⁵ 926,256
為替換算調整勘定	9,396	9,583
その他の包括利益累計額合計	268,127	310,428
新株予約権	3,986	3,986
非支配株主持分	523,259	598,396
純資産合計	17,021,684	18,441,390
負債純資産合計	45,944,050	47,145,623

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
売上高	1 67,478,441	1 76,421,955
売上原価	22,914,978	26,290,091
売上総利益	44,563,463	50,131,863
販売費及び一般管理費		
役員報酬	317,840	369,960
役員株式給付引当金繰入額	16,750	15,027
給料及び手当	19,199,682	21,956,981
従業員賞与	414,088	444,896
賞与引当金繰入額	583,263	661,397
福利厚生費	2,081,278	2,488,143
退職給付費用	194,043	229,894
役員退職慰労引当金繰入額	6,805	13,610
水道光熱費	2,564,990	2,586,387
消耗品費	1,780,698	1,885,206
賃借料	5,941,331	6,353,015
修繕費	1,187,722	1,132,465
減価償却費	1,946,565	2,231,743
雑費	5,339,003	6,244,784
のれん償却額	310,595	467,070
販売費及び一般管理費合計	41,884,658	47,080,584
営業利益	2,678,804	3,051,279
営業外収益		
受取利息	7,499	9,038
受取配当金	29,005	43,356
受取家賃	46,876	46,851
為替差益	872	30,240
雑収入	59,913	102,123
営業外収益合計	144,167	231,610
営業外費用		
支払利息	131,442	157,900
不動産賃貸費用	29,470	29,604
雑損失	122,878	101,215
営業外費用合計	283,792	288,720
経常利益	2,539,179	2,994,168
特別利益		
固定資産売却益	4 2,496	4 497
投資有価証券売却益	-	5 538,486
受取補償金	-	30,000
特別利益合計	2,496	568,984
特別損失		
固定資産除却損	2 25,946	2 15,774
減損損失	3 765,477	3 612,623
賃貸借契約解約損	-	10,612
店舗閉鎖損失	8,079	641
店舗閉鎖損失引当金繰入額	1,463	1,575
商標関係解決金	127,500	-
特別損失合計	928,466	641,226
税金等調整前当期純利益	1,613,209	2,921,926
法人税、住民税及び事業税	539,294	886,001
法人税等調整額	47,972	266,105
法人税等合計	587,267	1,152,107
当期純利益	1,025,941	1,769,819
非支配株主に帰属する当期純利益	100,139	75,136
親会社株主に帰属する当期純利益	925,802	1,694,682

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
当期純利益	1,025,941	1,769,819
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	139,080	148,120
繰延ヘッジ損益	6,907	105,632
土地再評価差額金	2,358	-
為替換算調整勘定	37	186
その他の包括利益合計	143,667	42,300
包括利益	1,169,608	1,727,518
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,069,469	1,652,381
非支配株主に係る包括利益	100,139	75,136

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,077,683	4,481,953	707,858	119,707	16,147,788
当期変動額					
剰余金の配当			311,023		311,023
親会社株主に帰属する 当期純利益			925,802		925,802
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	614,778	-	614,778
当期末残高	11,077,683	4,481,953	1,322,637	119,707	16,762,566

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	494,735	8,008	923,897	9,359	411,795
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	139,080	6,907	2,358	37	143,667
当期変動額合計	139,080	6,907	2,358	37	143,667
当期末残高	633,815	14,915	926,256	9,396	268,127

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	-	423,120	16,159,113
当期変動額			
剰余金の配当			311,023
親会社株主に帰属する 当期純利益			925,802
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,986	100,139	247,792
当期変動額合計	3,986	100,139	862,570
当期末残高	3,986	523,259	17,021,684

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,077,683	4,481,953	1,322,637	119,707	16,762,566
当期変動額					
剰余金の配当			311,023		311,023
自己株式の取得				60	60
自己株式の処分		218		3,053	3,271
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,694,682		1,694,682
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	218	1,383,658	2,992	1,386,869
当期末残高	11,077,683	4,482,172	2,706,295	116,715	18,149,436

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	633,815	14,915	926,256	9,396	268,127
当期変動額					
剰余金の配当					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	148,120	105,632	-	186	42,300
当期変動額合計	148,120	105,632	-	186	42,300
当期末残高	485,695	120,548	926,256	9,583	310,428

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	3,986	523,259	17,021,684
当期変動額			
剰余金の配当			311,023
自己株式の取得			60
自己株式の処分			3,271
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,694,682
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	75,136	32,835
当期変動額合計	-	75,136	1,419,705
当期末残高	3,986	598,396	18,441,390

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,613,209	2,921,926
減価償却費	1,956,290	2,244,640
のれん償却額	310,595	467,070
減損損失	765,477	612,623
投資有価証券売却損益（は益）	-	538,486
賃貸借契約解約損	-	10,000
賞与引当金の増減額（は減少）	69,739	19,076
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,097	5,558
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	4,810	111
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	3,280	14,210
受取利息及び受取配当金	36,504	52,394
支払利息	131,442	157,900
受取補償金	-	30,000
固定資産売却益	2,496	497
固定資産除却損	25,946	15,774
売上債権の増減額（は増加）	257,784	241,250
棚卸資産の増減額（は増加）	104,857	97,393
未収入金の増減額（は増加）	27,190	72,362
仕入債務の増減額（は減少）	124,985	126,863
未払金の増減額（は減少）	160,278	5,371
未払消費税等の増減額（は減少）	51,519	8,287
未収消費税等の増減額（は増加）	535	535
その他	58,785	79,573
小計	4,528,567	5,602,411
利息及び配当金の受取額	29,664	45,364
利息の支払額	130,699	156,931
補償金の受取額	-	30,000
法人税等の支払額	755,874	672,049
法人税等の還付額	6,244	23,051
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,677,901	4,871,847
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	156,918
有形固定資産の取得による支出	2,194,011	2,940,504
有形固定資産の売却による収入	2,496	497
無形固定資産の取得による支出	117,179	100,103
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 8,126,005	2 313,764
資産除去債務の履行による支出	28,129	29,600
差入保証金の差入による支出	69,518	167,068
差入保証金の回収による収入	51,429	33,076
建設協力金の支払による支出	30,000	79,980
建設協力金の回収による収入	73,177	76,818
投資有価証券の売却による収入	-	631,266
その他	22,788	26,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,460,529	2,759,010

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	-	20,000
長期借入れによる収入	3,500,000	2,000,000
長期借入金の返済による支出	1,413,956	1,785,634
ファイナンス・リース債務の返済による支出	187,036	194,694
社債の発行による収入	6,453,321	-
社債の償還による支出	1,066,250	1,087,500
新株予約権の発行による収入	3,428	-
配当金の支払額	311,023	311,023
その他	-	1,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,978,482	1,397,689
現金及び現金同等物に係る換算差額	235	4,238
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	196,089	719,386
現金及び現金同等物の期首残高	12,371,553	12,567,643
現金及び現金同等物の期末残高	12,567,643	13,287,030

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

サトフードサービス株式会社

株式会社フーズネット

株式会社家族亭

株式会社アミノ

M&Sフードサービス株式会社

株式会社すし弁慶

株式会社NIS

株式会社鮎勘フーズ

サト・アークランドフードサービス株式会社

台湾上都餐飲股份有限公司

当連結会計年度において、全株式を取得し子会社化した株式会社すし弁慶を連結の範囲に含めております。

また、当社が前連結会計年度において取得した株式会社シンガは、令和7年4月1日付で株式会社NISを承継会社、株式会社シンガを分割会社とする会社分割(吸収分割)を実施し、令和7年10月14日に清算を結了いたしましたので、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
台湾上都餐飲股份有限公司	12月31日

連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

商品.....最終仕入原価法及び総平均法による原価法

原材料...総平均法及び先入先出法による原価法

貯蔵品...総平均法及び先入先出法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く).....主として定率法により償却しております。ただし、一部の連結子会社では、建物及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年~31年

機械及び装置 2年~10年

その他 2年~15年

無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

また、商標権については、その効果の及ぶ期間(主に15年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失を引当計上しております。

役員退職慰労引当金

当社および一部の連結子会社は、役員の退任時の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当社においては、役員退職慰労金の算定に際して、平成14年6月末日をもって平成14年7月以降の在任年数の加算を打ち切っております。

役員株式給付引当金

役員の退任時に当社株式を給付する株式報酬制度に基づき、一定の要件を満たした取締役に対してポイントを付与し、当該ポイントに相当する引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

料飲商品の販売及び役務提供

当社グループは、主に料飲商品の提供及びそれに付随する役務の提供を行っております。

当該履行義務は、顧客に商品及び付随する役務を提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

フランチャイズ加盟店へのフランチャイズ権の供与

当社グループは、フランチャイズ本部として顧客にフランチャイズ権の供与を行っております。

当該履行義務は、フランチャイズ加盟契約の契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替予約取引については原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引を、金利スワップ取引については借入金をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

「社内管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に15年の定額法により償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費...社債償還期間にわたり均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
有形固定資産	11,084,839	12,335,237
無形固定資産	8,439,224	8,137,237

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位で、連結子会社の株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産についてはのれん及び無形固定資産を含むより大きな単位で、それぞれグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

また、将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画や店舗別予算を基礎としており、一定の仮定に基づき算定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産	1,585,370	746,753

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、将来の事業計画に基づいた課税所得の見積りに基づき、回収可能性があるとして判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、令和元年6月27日開催の第51期定時株主総会決議に基づき、令和2年2月25日より、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除きます。)及び主要なグループ会社の取締役(社外取締役、監査等委員又は当社の取締役兼務である取締役を除きます。当社の取締役と併せて「取締役等」といいます。)に対する株式報酬制度「役員株式給付信託」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「役員株式給付規程」に基づき、取締役等に対してポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に取締役に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として連結貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

(2) 信託が保有する自己株式

株式会社日本カストディ銀行(信託口)(以下、「本信託」といいます。)に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末119,412千円、118,700株、当連結会計年度末116,358千円、115,665株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
建物及び構築物	52,587千円	61,300千円
土地	2,804,319	2,804,319
計	2,856,906	2,865,619
上記に対応する債務		

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	3,410,000千円	3,410,000千円

3 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的かつ機動的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
コミットメントラインの総額	1,500,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	1,500,000千円	5,000,000千円

4 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

5 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に、それぞれ計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する「地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財産評価基本通達」により算出しております。
- ・再評価を行った年月日...平成12年3月31日

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,087,698千円	1,008,614千円

6 財務制限条項

当社の転換社債型新株予約権付社債5,000,000千円には、以下の財務制限条項が付されております。

連結純資産基準

当社の令和7年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回らないようにすること。

連結利益基準

当社の令和7年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益若しくは経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
建物及び構築物	11,281千円	10,785千円
機械装置及び運搬具	2,346	326
有形固定資産その他	12,318	4,662
計	25,946	15,774

3 減損損失

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位:千円)

用途	場所	種類	金額
店舗	宮城県 大阪府 東京都 兵庫県 愛知県 奈良県 滋賀県 (海外) 京都府 台湾	建物及び構築物	162,845
		機械装置及び運搬具	652
		リース資産	1,363
		有形固定資産その他	69,696
		無形固定資産その他	5,787
その他	大阪府	のれん	517,588
		無形固定資産その他	7,544
合計			765,477

当社グループは、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位で、連結子会社の株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産についてはのれん及び無形固定資産を含むより大きな単位で、それぞれグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又はマイナス見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、連結子会社である株式会社NISの株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産その他については、関連する事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。

店舗等の使用価値は将来キャッシュ・フローを4.4%で割り引いて算出しております。また、連結子会社である株式会社NISの株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産その他の使用価値は将来キャッシュ・フローを9.5%で割り引いて算出しております。

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：千円）

用途	場所	種類	金額	
店舗	北海道 宮城県 埼玉県 東京都 神奈川県 岐阜県 愛知県	三重県	建物及び構築物	224,709
		滋賀県	機械装置及び運搬具	10,339
		京都府	リース資産	3,826
		大阪府	建設仮勘定	4,399
		兵庫県	有形固定資産その他	90,144
		奈良県	無形固定資産その他	2,493
			投資その他の資産その他	270
その他	大阪府	建物及び構築物	6,244	
		機械装置及び運搬具	90	
		有形固定資産その他	697	
		のれん	87,038	
		無形固定資産その他	181,879	
		投資その他の資産その他	489	
	合計	612,623		

当社グループは、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位で、連結子会社の株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産についてはのれん及び無形固定資産を含むより大きな単位で、それぞれグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又はマイナス見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、連結子会社である株式会社NISののれん及び無形固定資産その他については、関連する事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。

店舗等の使用価値は将来キャッシュ・フローを4.7%で割り引いて算出しております。また、連結子会社である株式会社NISののれん及び無形固定資産その他の使用価値は将来キャッシュ・フローを11.7%で割り引いて算出しております。

4 固定資産売却益

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

固定資産売却益は、主に有形固定資産その他の売却によるものであります。

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

固定資産売却益は、主に機械装置及び運搬具の売却によるものであります。

5 投資有価証券売却益

前連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

投資有価証券売却益は、保有する株式の一部（上場株式2銘柄）の売却によるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	210,193千円	347,020千円
組替調整額	-	538,486
法人税等及び税効果調整前	210,193	191,466
法人税等及び税効果額	71,112	43,346
その他有価証券評価差額金	139,080	148,120
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	10,311	154,058
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	10,311	154,058
法人税等及び税効果額	3,403	48,426
繰延ヘッジ損益	6,907	105,632
土地再評価差額金：		
法人税等及び税効果額	2,358	-
土地再評価差額金	2,358	-
為替換算調整勘定：		
当期発生額	230	272
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	230	272
法人税等及び税効果額	192	85
為替換算調整勘定	37	186
その他の包括利益合計	143,667	42,300

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	41,470,184	-	-	41,470,184
自己株式				
普通株式(注)1	119,043	-	-	119,043

(注)1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首118,700株、当連結会計年度末118,700株)が含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第2回新株予約権	普通株式	-	3,530,445	-	3,530,445	3,986
	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	-	4,413,000	-	4,413,000	(注)4
合計			-	7,943,445	-	7,943,445	3,986

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 第2回新株予約権の増加は、新株予約権の発行及び行使価額の修正によるものであります。
3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換社債型新株予約権付社債の発行及び転換価額の修正によるものであります。
4. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年5月21日 取締役会	普通株式	311,023	7.50	令和6年3月31日	令和6年6月28日

(注)令和6年5月21日取締役会の決議による配当金の総額には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金890千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年5月20日 取締役会	普通株式	311,023	利益剰余金	7.50	令和7年3月31日	令和7年6月27日

(注)令和7年5月20日取締役会の決議による配当金の総額には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金890千円が含まれております。

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	41,470,184	-	-	41,470,184
自己株式				
普通株式（注）1. 2. 3.	119,043	50	3,035	116,058

（注）1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首118,700株、当連結会計年度末115,665株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加50株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少3,035株は、役員株式給付信託からの給付によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権	普通株式	3,530,445	-	-	3,530,445	3,986
	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	4,413,000	-	-	4,413,000	（注）2
合計			7,943,445	-	-	7,943,445	3,986

（注）1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和7年5月20日 取締役会	普通株式	311,023	7.50	令和7年3月31日	令和7年6月27日

（注）令和7年5月20日取締役会の決議による配当金の総額には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金890千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和8年5月19日 取締役会	普通株式	414,697	利益剰余金	10.00	令和8年3月31日	令和8年6月26日

（注）令和8年5月19日取締役会の決議による配当金の総額には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金1,156千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
現金及び預金勘定	12,567,643千円	13,287,030千円
現金及び現金同等物	12,567,643	13,287,030

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(1) 株式の取得により新たに株式会社アミノを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,277,646	千円
固定資産	4,328,974	
のれん	5,042,385	
流動負債	2,899,814	
固定負債	1,249,375	
新規連結子会社株式の取得価額	6,499,816	
新規連結子会社の現金及び現金同等物	840,775	
支配獲得日からみなし取得日までの間に実行された 当該会社に対する貸付金	2,265,801	
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	7,924,842	

(2) 株式の取得により新たに株式会社シンガを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	98,604	千円
固定資産	17,368	
のれん	99,472	
流動負債	54,118	
固定負債	63,326	
新規連結子会社株式の取得価額	98,000	
新規連結子会社の現金及び現金同等物	46,837	
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	51,162	

なお、連結キャッシュ・フロー計算書の「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」の金額には、上記の他、令和5年3月期に株式会社NISの株式を取得した際の未払金の支払額150,000千円が含まれております。

当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社すし弁慶を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	876,717	千円
固定資産	453,459	
繰延資産	2,384	
のれん	622,469	
流動負債	417,498	
固定負債	449,533	
新規連結子会社株式の取得価額	1,088,000	
新規連結子会社の現金及び現金同等物	704,235	
長期未払金	70,000	
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	313,764	

3 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	12,205千円	120,941千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

店舗建物(建物及び構築物)、店舗厨房機器の一部及び事務用機器の一部(その他)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度(令和7年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	170,567	162,934	7,633
合計	170,567	162,934	7,633

(単位：千円)

	当連結会計年度(令和8年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	96,768	93,972	2,795
合計	96,768	93,972	2,795

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	4,838	2,795
1年超	2,795	-
合計	7,633	2,795

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
支払リース料	5,661	4,838
減価償却費相当額	5,661	4,838

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
1年内	433,757	432,472
1年超	3,461,320	3,613,150
合計	3,895,078	4,045,623

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
1年内	13,466	13,466
1年超	89,200	75,733
合計	102,667	89,200

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

長期貸付金、差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するために、為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

長期借入金及び社債(原則として10年以内)は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、「社内管理規程」に従い財務経理部長が契約額、期間等の稟議決裁を経て執行し、定期的取引内容について担当取締役へ報告し、担当取締役は取締役会に報告する方針でリスク管理をしております。また、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関であるため相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき財務経理部長が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(*3)	1,168,029	1,168,029	-
(2) 差入保証金	4,246,627	3,824,130	422,496
資産計	5,414,656	4,992,159	422,496
(1) 社債(*4)	9,598,750	9,308,891	289,858
(2) 長期借入金(*4)	7,062,028	6,980,824	81,204
(3) リース債務(*4)	1,123,138	1,159,022	35,884
負債計	17,783,917	17,448,738	335,178
デリバティブ取引(*5) ヘッジ会計が適用されて いないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されて いるもの	21,847	21,847	-
デリバティブ取引計	21,847	21,847	-

当連結会計年度（令和8年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(*3)	885,549	885,549	-
(2) 差入保証金	4,369,558	3,603,754	765,804
資産計	5,255,107	4,489,303	765,804
(1) 社債(*4)	8,831,250	8,486,357	344,892
(2) 長期借入金(*4)	7,380,795	7,266,260	114,535
(3) リース債務(*4)	1,049,384	1,091,868	42,483
負債計	17,261,430	16,844,486	416,944
デリバティブ取引(*5) ヘッジ会計が適用されて いないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されて いるもの	175,905	175,905	-
デリバティブ取引計	175,905	175,905	-

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
非上場株式	14,020	15,020
非連結子会社及び関係会社株式	6,465	-

(*4) 1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,567,643	-	-	-
売掛金	3,184,789	-	-	-
長期貸付金	68,204	236,004	238,587	115,694
差入保証金	423,767	1,555,502	1,111,742	1,155,614
合計	16,244,405	1,791,507	1,350,330	1,271,308

当連結会計年度(令和8年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,287,030	-	-	-
売掛金	3,460,740	-	-	-
長期貸付金	69,292	240,539	232,605	133,922
差入保証金	353,889	1,229,594	1,390,965	1,395,109
合計	17,170,953	1,470,134	1,623,571	1,529,032

(注) 2. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	1,087,500	1,027,500	750,000	667,500	5,597,500	468,750
長期借入金	1,620,700	1,571,801	1,143,538	905,501	876,495	943,991
リース債務	194,133	124,903	78,252	79,939	80,693	565,217
合計	2,902,333	2,724,204	1,971,790	1,652,940	6,554,688	1,977,959

当連結会計年度(令和8年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	1,147,500	750,000	767,500	5,597,500	287,500	281,250
長期借入金	1,867,683	1,428,670	1,190,633	1,161,627	890,896	841,284
リース債務	128,940	82,533	84,409	85,363	83,639	584,497
合計	3,144,123	2,261,204	2,042,542	6,844,491	1,262,036	1,707,031

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,152,920	-	-	1,152,920
その他	15,109	-	-	15,109
デリバティブ取引				
通貨関連	-	21,847	-	21,847
資産計	1,168,029	21,847	-	1,189,876

当連結会計年度（令和8年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	863,500	-	-	863,500
その他	22,049	-	-	22,049
デリバティブ取引				
通貨関連	-	175,905	-	175,905
資産計	885,549	175,905	-	1,061,454

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(令和7年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	3,824,130	-	3,824,130
資産計	-	3,824,130	-	3,824,130
社債	-	9,308,891	-	9,308,891
長期借入金	-	6,980,824	-	6,980,824
リース債務	-	1,159,022	-	1,159,022
負債計	-	17,448,738	-	17,448,738

当連結会計年度(令和8年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	3,603,754	-	3,603,754
資産計	-	3,603,754	-	3,603,754
社債	-	8,486,357	-	8,486,357
長期借入金	-	7,266,260	-	7,266,260
リース債務	-	1,091,868	-	1,091,868
負債計	-	16,844,486	-	16,844,486

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当社社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,152,920	287,146	865,773
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	15,109	5,355	9,754
	小計	1,168,029	292,501	875,527
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	1,168,029	292,501	875,527

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額14,020千円)については、上表には含めておりません。

当連結会計年度(令和8年3月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	863,500	196,132	667,367
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	22,049	5,355	16,694
	小計	885,549	201,487	684,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	885,549	201,487	684,061

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額15,020千円)については、上表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	632,522	538,486	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	632,522	538,486	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うようにしております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,154,024	823,736	21,847

当連結会計年度(令和8年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,334,211	243,565	175,905

(2) 金利関連

前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	45,000	15,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(令和8年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	15,000	-	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、当社は確定拠出年金制度を、一部の連結子会社は確定給付年金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は外食産業ジェフ企業年金基金に、一部の連結子会社は福祉はぐくみ企業年金基金にそれぞれ加入しております。これらの企業年金基金制度については退職給付に関する会計基準第33項の例外処理を行っております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出年金制度への要拠出額は134,823千円であります(前連結会計年度125,209千円)。

3. 複数事業主制度

確定拠出年金制度と同様に会計処理する複数事業主制度の企業年金基金(外食産業ジェフ企業年金基金)制度への要拠出額は78,519千円(前連結会計年度71,868千円)であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (令和6年3月31日現在)	当連結会計年度 (令和7年3月31日現在)
年金資産の額	52,531,724千円	52,713,581千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	46,035,788	46,217,645
差引額	6,495,936	6,495,936

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度 2.59%(令和6年3月31日現在)

当連結会計年度 2.64%(令和7年3月31日現在)

(注) 福祉はぐくみ企業年金基金に関する事項については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

4. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
退職給付債務の期首残高	21,210千円	132,465千円
新規連結子会社の取得に伴う増加額	107,975	50,159
退職給付費用	5,063	17,078
退職給付の支払額	1,782	2,867
退職給付債務の期末残高	132,465	196,835

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 17,078千円(前連結会計年度 5,063千円)

5. その他の事項

令和5年3月期の確定給付年金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は、187,185千円であり、当連結会計年度において全て移換が完了しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	1,314,310千円	675,647千円
未払事業税	59,436	80,130
未払事業所税	13,955	13,633
賞与引当金	205,345	204,989
未払社会保険料	32,920	31,536
減価償却超過額	702,409	726,393
減損損失	888,245	899,110
投資有価証券	43,007	34,089
連結子会社に対する投資に係る一時差異	140,390	141,522
資産除去債務	476,691	511,449
役員退職慰労引当金	67,532	71,815
退職給付に係る負債	41,960	64,146
企業結合により時価評価された有形固定資産	-	22,491
その他	124,914	129,860
繰延税金資産小計	4,111,118	3,606,816
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	640,261	337,294
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,182,137	1,297,300
評価性引当額小計	1,822,399	1,634,594
繰延税金資産合計	2,288,719	1,972,221
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	172,556	172,514
その他有価証券評価差額金	241,712	198,365
資産除去債務に対応する除去費用	68,390	76,453
繰延ヘッジ損益	6,931	55,357
企業結合により識別された無形固定資産	829,283	757,781
企業結合により時価評価された有形固定資産	51,907	51,907
その他	28,230	32,506
繰延税金負債合計	1,399,013	1,344,887
繰延税金資産の純額	889,705	627,334

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和7年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	40,359	10,947	5,433	7,257	10,950	1,239,362	1,314,310
評価性引当額	40,359	10,947	5,433	7,257	10,950	565,314	640,261
繰延税金資産	-	-	-	-	-	674,048	674,048

(*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2)税務上の繰越欠損金1,314,310千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産674,048千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

当連結会計年度（令和8年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(*3)	-	-	-	-	211,151	464,496	675,647
評価性引当額	-	-	-	-	91,189	246,104	337,294
繰延税金資産	-	-	-	-	119,961	218,391	338,353

(*3)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*4)税務上の繰越欠損金675,647千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産338,353千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.5	3.0
住民税均等割	3.2	1.9
評価性引当額の増減	18.1	4.6
連結子会社の税率差異	4.4	3.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.1
のれん償却額	5.7	4.8
のれん減損額	9.8	0.9
租税特別措置法による税額控除	4.9	0.8
税率変更による期末繰延税金資産（負債）の増額修正	0.7	-
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4	39.4

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社すし弁慶

事業の内容：飲食店の経営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、当社及び関係会社10社で構成され、主に「和食さと」、「天井・天ぶら本舗 さん天」、「にぎり長次郎」、「家族亭」、「うまい鮎勘」、「得得」、「宮本むなし」、「ひまわり」、「鶏笑」、「牛ノ福」、「かつや」、「からやま」等の和食を中心とした外食・中食ブランドを直営及びフランチャイズにて営んでおり、令和7年8月末現在、国内753店舗、海外24店舗で事業を展開しております。

また当社グループは「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」をフィロソフィー（企業哲学）に据え、人々が生きていく上で最も大切な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することにより、人々の豊かな暮らしを実現し、適正な利益を確保しながら、社会の繁栄に役立つ様々な活動を推進することにより、社会・地域になくてはならない「食の社会的インフラ」企業を目指して日々経営に取り組んでおります。令和7年5月には、「既存事業の飛躍的な発展と新たな収益基盤の確立による和食チェーングループ圧倒的No.1の実現」を基本方針とした新中期経営計画「SRS VISION 2030」を策定し、4つの重点戦略を中心に、さまざまな経営課題に取り組み、持続的な企業価値向上を目指しております。

一方ですし弁慶は、グルメ回転寿司業態「すし弁慶」、「回転すし北海道」を鳥取県、島根県に6店舗展開しており、境港などから仕入れた鮮魚を使用した寿司を創業時からの拘りである「新鮮」「デカネタ」で提供し、顧客からの高い支持を集めております。また、当社グループの新中期経営計画の重点戦略の一つに「グルメ寿司チェーン圧倒的No.1の実現」を掲げており、山陰地方で高い支持を集める同社がグループ入りすることで、当社グループのグルメ回転寿司業態の店舗網が拡大し、「にぎり長次郎」や「うまい鮎勘」とのシナジーも期待できることから、中期経営計画の達成に大きく貢献するとの見解に至り、同社の株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

令和7年9月29日（みなし取得日 令和7年9月30日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を令和7年9月30日としており、令和7年10月1日より令和8年3月31日までの業績を含んでおります。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,088,000千円
取得原価		1,088,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	88,717千円
-----------	----------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

622,469千円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	876,717千円
固定資産	453,459

繰延資産	2,384
資産合計	1,332,562
流動負債	417,498
固定負債	449,533
負債合計	867,031

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに償却期間

(1) のれん以外の無形固定資産に配分された金額

46,000千円

(2) その主要な種類別の内訳

商標権

(3) 償却方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に1～30年と見積り、割引率は0.0～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
期首残高	1,215,177千円	1,450,331千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,355	56,645
見積りの変更による増減額	9,196	17,933
連結の範囲の変更に伴う増加額	211,593	42,854
時の経過による調整額	4,910	5,861
資産除去債務の履行による減少額	35,089	41,421
為替換算差額	187	-
期末残高	1,450,331	1,532,204

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度及び当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上している資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	外食事業	
関西地区	47,560,227	47,560,227
関東地区	8,182,906	8,182,906
中部地区	7,385,552	7,385,552
中国地区	-	-
東北地区	2,553,767	2,553,767
国内その他地区	332,990	332,990
海外	158,705	158,705
その他(*)	1,304,292	1,304,292
顧客との契約から生じる収益	67,478,441	67,478,441
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	67,478,441	67,478,441

(*)「その他」は、店舗売上高以外の収益であり、フランチャイズ事業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	外食事業	
関西地区	50,931,200	50,931,200
関東地区	9,713,536	9,713,536
中部地区	7,789,434	7,789,434
中国地区	1,216,407	1,216,407
東北地区	4,809,110	4,809,110
国内その他地区	345,640	345,640
海外	-	-
その他(*)	1,616,625	1,616,625
顧客との契約から生じる収益	76,421,955	76,421,955
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	76,421,955	76,421,955

(*)「その他」は、店舗売上高以外の収益であり、フランチャイズ事業等を含んでおります。

(注) 前連結会計年度において、「国内その他地区」に含めておりました「東北地区」の収益は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分して表示しております。この区分方法の変更を反映させるため、前連結会計年度について注記の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度において、「国内その他地区」に表示していた2,886,757千円は、「東北地区」2,553,767千円、「国内その他地区」332,990千円として組み替えております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,721,397	3,184,789
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,184,789	3,460,740
契約負債（期首残高）	111,982	104,750
契約負債（期末残高）	104,750	84,503

契約負債は、主に、フランチャイズ加盟契約に基づく加盟金及び更新料として顧客から収受した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は54,204千円であります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は61,819千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
1年以内	45,792	41,200
1年超2年以内	24,335	17,525
2年超3年以内	16,634	13,355
3年超	17,986	12,422
合計	104,750	84,503

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)及び当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)及び当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)及び当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)及び当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)及び当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)及び当連結会計年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	398.89	431.37
1株当たり当期純利益(円)	22.39	40.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20.65	36.82

(注) 1. 役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度 118,700株、当連結会計年度 115,665株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度 118,700株、当連結会計年度 117,360株)。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和7年3月31日)	当連結会計年度 (令和8年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	17,021,684	18,441,390
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	527,245	602,382
(うち 新株予約権(千円))	(3,986)	(3,986)
(うち 非支配株主持分(千円))	(523,259)	(598,396)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	16,494,438	17,839,007
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	41,351,141	41,354,126

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	925,802	1,694,682
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	925,802	1,694,682
普通株式の期中平均株式数(株)	41,351,141	41,352,466
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,478,535	4,673,832
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(3,332,846)	(4,413,000)
(うち新株予約権(株))	(145,689)	(260,832)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
SRSホールディングス(株)	第12回無担保社債	平成年月日 28.9.30	150,000 (100,000)	50,000 (50,000)	0.38	なし	令和年月日 8.9.30
SRSホールディングス(株)	第13回無担保社債	平成年月日 28.9.30	30,000 (20,000)	10,000 (10,000)	0.70	なし	令和年月日 8.9.30
SRSホールディングス(株)	第14回無担保社債	平成年月日 28.12.26	130,000 (65,000)	65,000 (65,000)	0.50	なし	令和年月日 8.12.25
SRSホールディングス(株)	第15回無担保社債	平成年月日 28.12.29	260,000 (130,000)	130,000 (130,000)	0.46	なし	令和年月日 8.12.29
SRSホールディングス(株)	第17回無担保社債	平成年月日 29.7.31	112,500 (45,000)	67,500 (45,000)	0.47	なし	令和年月日 9.7.30
SRSホールディングス(株)	第18回無担保社債	平成年月日 29.12.11	60,000 (20,000)	40,000 (20,000)	0.53	なし	令和年月日 9.12.10
SRSホールディングス(株)	第19回無担保社債	平成年月日 29.12.18	120,000 (40,000)	80,000 (40,000)	0.47	なし	令和年月日 9.12.17
SRSホールディングス(株)	第20回無担保社債	平成年月日 30.12.25	120,000 (30,000)	90,000 (30,000)	0.56	なし	令和年月日 10.12.25
SRSホールディングス(株)	第21回無担保社債	平成年月日 30.12.28	160,000 (40,000)	120,000 (40,000)	0.31	なし	令和年月日 10.12.28
SRSホールディングス(株)	第22回無担保社債	令和年月日 元.12.25	150,000 (30,000)	120,000 (30,000)	0.51	なし	令和年月日 11.12.25
SRSホールディングス(株)	第24回無担保社債	令和年月日 元.12.27	200,000 (40,000)	160,000 (40,000)	0.28	なし	令和年月日 11.12.27
SRSホールディングス(株)	第25回無担保社債	令和年月日 2.3.25	700,000 (140,000)	560,000 (140,000)	0.30	なし	令和年月日 12.3.25
SRSホールディングス(株)	第26回無担保社債	令和年月日 2.3.31	1,000,000 (200,000)	800,000 (200,000)	0.21	なし	令和年月日 12.3.29
SRSホールディングス(株)	第27回無担保社債	令和年月日 6.7.31	1,406,250 (187,500)	1,218,750 (187,500)	1.03	なし	令和年月日 14.7.30
SRSホールディングス(株)	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	令和年月日 6.6.4	5,000,000 (-)	5,000,000 (-)		なし	令和年月日 11.6.4
(株)すし弁慶	第2回無担保社債	令和年月日 元.2.26	- (-)	120,000 (120,000)	0.01	なし	令和年月日 8.8.26
(株)すし弁慶	第3回無担保社債	令和年月日 2.10.26	- (-)	100,000 (-)	0.15	なし	令和年月日 9.10.26

株すし弁慶	第4回無担保社債	令和年月日 7.8.25	- (-)	100,000 (-)	1.25	なし	令和年月日 12.8.25
合計			9,598,750 (1,087,500)	8,831,250 (1,147,500)			

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額(円)	株式の発行価格(円)	発行価額の総額(千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	新株予約権の付与割合(%)	新株予約権の行使期間	代用払込に関する事項
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	無償	1,133	5,000,000	-	100	自 令和6年6月5日 至 令和11年5月31日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
1,147,500	750,000	767,500	5,597,500	287,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,620,700	1,867,683	0.89	-
1年以内に返済予定のリース債務	194,133	128,940	5.23	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,441,328	5,513,111	0.89	令和9年4月30日から 令和14年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	929,005	920,444	5.23	令和9年4月5日から 令和38年2月29日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	8,185,167	8,430,180	-	-

- (注) 1. 借入金の平均利率については、期中平均借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、期中平均リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。また、平均利率はリース物件の維持管理費用相当額を含めて算定しております。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	1,428,670	1,190,633	1,161,627	890,896
リース債務	82,533	84,409	85,363	83,639

4. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と特定融資枠契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額 5,000,000千円
当連結会計年度末借入実行残高 - 千円

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	37,212,524	76,421,955
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	1,580,675	2,921,926
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	860,473	1,694,682
1株当たり中間(当期)純利益(円)	20.81	40.98

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,451,357	12,043,902
売掛金	2 2,532,208	2 2,436,060
原材料及び貯蔵品	758,797	842,647
短期貸付金	2 3,189,664	2 4,427,058
1年内回収予定の長期貸付金	2 295,235	2 290,742
前払費用	105,641	59,683
未収入金	2 2,267,330	2 2,202,788
その他	75,437	195,635
貸倒引当金	-	244,241
流動資産合計	20,675,672	22,254,279
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,088,242	1 683,468
構築物	134,009	68,957
機械及び装置	46,678	24,281
工具、器具及び備品	423,616	262,558
土地	1 2,827,305	1 2,827,305
リース資産	261,866	172,048
建設仮勘定	7,771	92,667
有形固定資産合計	4,789,490	4,131,287
無形固定資産		
商標権	345	250
ソフトウェア	110,463	94,038
リース資産	30,724	4,522
その他	15,340	83,120
無形固定資産合計	156,874	181,932
投資その他の資産		
投資有価証券	1,182,047	899,567
関係会社株式	9,918,566	10,972,919
出資金	32	32
長期貸付金	2 1,103,649	2 794,498
長期前払費用	21,522	14,472
差入保証金	1,672,375	1,008,552
繰延税金資産	283,304	105,015
その他	112,818	119,568
貸倒引当金	-	77,000
投資その他の資産合計	14,294,316	13,837,626
固定資産合計	19,240,680	18,150,845
繰延資産	109,725	82,009
資産合計	40,026,078	40,487,134

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 1,638,859	2 1,723,662
短期借入金	2 2,043,358	2 2,930,485
1年内償還予定の社債	1,087,500	1,027,500
1年内返済予定の長期借入金	1 1,618,160	1 1,854,353
リース債務	138,862	64,513
未払金	2 2,392,440	2 2,429,887
未払費用	8,779	10,171
未払法人税等	44,951	232,405
未払消費税等	108,904	32,740
預り金	7,940	9,000
賞与引当金	38,889	40,269
設備関係未払金	208,536	219,954
その他	15,708	8,875
流動負債合計	9,352,891	10,583,821
固定負債		
社債	4 8,511,250	4 7,483,750
長期借入金	1 5,414,932	1 5,489,296
リース債務	303,469	203,783
再評価に係る繰延税金負債	85,305	85,305
役員退職慰労引当金	27,753	27,753
役員株式給付引当金	32,760	36,780
資産除去債務	299,504	210,687
その他	2 87,183	2 144,130
固定負債合計	14,762,158	13,681,486
負債合計	24,115,050	24,265,307
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,077,683	11,077,683
資本剰余金		
資本準備金	3,557,762	3,557,762
その他資本剰余金	924,191	924,409
資本剰余金合計	4,481,953	4,482,172
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	375,767	375,673
繰越利益剰余金	368,869	719,039
利益剰余金合計	744,637	1,094,712
自己株式	119,707	116,715
株主資本合計	16,184,566	16,537,853
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	633,815	485,695
繰延ヘッジ損益	14,915	120,548
土地再評価差額金	926,256	926,256
評価・換算差額等合計	277,524	320,012
新株予約権	3,986	3,986
純資産合計	15,911,028	16,221,827
負債純資産合計	40,026,078	40,487,134

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
売上高	1 23,520,915	1 25,247,670
売上原価	1 20,922,558	1 21,843,719
売上総利益	2,598,356	3,403,951
販売費及び一般管理費	1, 2 2,023,798	1, 2 2,274,291
営業利益	574,557	1,129,659
営業外収益		
受取利息	1 24,525	1 27,531
受取配当金	29,005	43,290
為替差益	1,644	17,467
貸倒引当金戻入額	870,000	-
雑収入	3,944	6,380
営業外収益合計	929,119	94,668
営業外費用		
支払利息	1 116,360	1 130,108
社債発行費償却	26,715	27,715
貸倒損失	28,568	-
貸倒引当金繰入額	-	321,241
雑損失	61,578	1 27,719
営業外費用合計	233,224	506,784
経常利益	1,270,452	717,543
特別利益		
受取補償金	-	23,000
投資有価証券売却益	-	536,697
特別利益合計	-	559,697
特別損失		
固定資産除却損	3 9,753	3 5,555
減損損失	4 26,749	4 85,446
関係会社株式評価損	760,104	111,216
関係会社清算損	-	5,688
賃貸借契約解約損	116	10,000
特別損失合計	796,724	217,906
税引前当期純利益	473,728	1,059,334
法人税、住民税及び事業税	9,683	225,026
法人税等調整額	240,591	173,209
法人税等合計	230,908	398,235
当期純利益	242,819	661,099

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,077,683	3,557,762	924,191	4,481,953	381,953	430,888	812,841
当期変動額							
剰余金の配当						311,023	311,023
固定資産圧縮 積立金の取崩					6,185	6,185	-
当期純利益						242,819	242,819
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	6,185	62,018	68,204
当期末残高	11,077,683	3,557,762	924,191	4,481,953	375,767	368,869	744,637

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	119,707	16,252,770	494,735	8,008	923,897	421,154	-	15,831,616
当期変動額								
剰余金の配当		311,023						311,023
固定資産圧縮 積立金の取崩		-						-
当期純利益		242,819						242,819
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			139,080	6,907	2,358	143,629	3,986	147,615
当期変動額合計	-	68,204	139,080	6,907	2,358	143,629	3,986	79,411
当期末残高	119,707	16,184,566	633,815	14,915	926,256	277,524	3,986	15,911,028

当事業年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,077,683	3,557,762	924,191	4,481,953	375,767	368,869	744,637
当期変動額							
剰余金の配当						311,023	311,023
自己株式の取得							
自己株式の処分			218	218			
固定資産圧縮 積立金の取崩					94	94	-
当期純利益						661,099	661,099
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	-	-	218	218	94	350,169	350,075
当期末残高	11,077,683	3,557,762	924,409	4,482,172	375,673	719,039	1,094,712

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	119,707	16,184,566	633,815	14,915	926,256	277,524	3,986	15,911,028
当期変動額								
剰余金の配当		311,023						311,023
自己株式の取得	60	60						60
自己株式の処分	3,053	3,271						3,271
固定資産圧縮 積立金の取崩		-						-
当期純利益		661,099						661,099
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			148,120	105,632	-	42,487	-	42,487
当期変動額合計	2,992	353,286	148,120	105,632	-	42,487	-	310,798
当期末残高	116,715	16,537,853	485,695	120,548	926,256	320,012	3,986	16,221,827

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ.....時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

商品.....最終仕入原価法

原材料...総平均法

貯蔵品...総平均法

4 固定資産の減価償却(又は償却)の方法

有形固定資産(リース資産を除く).....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~20年

構築物 5年~10年

機械及び装置 4年~9年

工具、器具及び備品 3年~15年

無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失を引当計上することにしております。

役員退職慰労引当金

役員の退任時の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金の算定に際して、平成14年6月末日をもって平成14年7月以降の在任年数の加算を打ち切っております。

役員株式給付引当金

役員の退任時に当社株式を給付する株式報酬制度に基づき、一定の要件を満たした取締役に対してポイントを付与し、当該ポイントに相当する引当金を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

原材料等の販売

当社は、グループ会社への原材料等の販売を行っております。

当該履行義務は、顧客が商品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。

経営指導及び業務受託

当社は、グループ会社への経営指導及び管理業務の業務受託等の役務を提供しております。

当該履行義務は、役務が提供された時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

8 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替予約取引については原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引を、金利スワップ取引については借入金をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

「社内管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費...社債償還期間にわたり均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
短期貸付金(*1)	3,189,664	4,427,058
1年内回収予定の長期貸付金(*1)	277,000	277,000
長期貸付金(*1)	954,000	677,000
貸倒引当金(*2)	-	321,241

(*1)子会社への貸付金の金額を記載しております。

(*2)株式会社NISへの貸付金に対し、計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当社グループは、キャッシュマネジメントシステムを導入しており、同システムによる子会社への貸付金や、一部の子会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金の残高の資産に占める割合が高くなっております。

一部の子会社への貸付金を貸倒懸念債権として区分し、当該子会社の事業計画を基に、一定の仮定に基づき、キャッシュ・フロー見積法により回収可能性を検討した結果、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、貸倒引当金の追加計上又は取崩しにより、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
有形固定資産	4,789,490	4,131,287
無形固定資産	156,874	181,932

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 固定資産の減損」の内容と同一であります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産	283,304	105,015

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
建物	52,587千円	61,300千円
土地	2,804,319	2,804,319
計	2,856,906	2,865,619

上記に対応する債務

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	3,410,000千円	3,410,000千円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
短期金銭債権	6,971,607千円	7,996,409千円
短期金銭債務	3,452,605	4,567,994
長期金銭債権	954,000	677,000
長期金銭債務	30,040	26,680

3 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的かつ機動的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
コミットメントラインの総額	1,500,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	1,500,000千円	5,000,000千円

4 財務制限条項

連結財務諸表「注記事項 (連結貸借対照表関係) 6 財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
営業取引高	23,745,869千円	25,459,040千円
営業取引以外の取引高	54,115	81,700

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
役員報酬	133,140千円	121,860千円
役員株式給付引当金繰入額	8,250	7,077
給料及び手当	466,748	536,524
従業員賞与	49,478	55,641
賞与引当金繰入額	35,476	36,721
退職給付費用	21,348	23,352
水道光熱費	6,272	6,093
賃借料	48,264	46,281
減価償却費	83,957	79,594
支払手数料	204,525	276,396
修繕費	187,797	179,105

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
建物	6,298千円	4,006千円
構築物	57	0
機械及び装置	296	87
工具、器具及び備品	3,100	1,460
計	9,753	5,555

4 減損損失

前事業年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	場所	種類	金額
店舗	東京都 愛知県 京都府 大阪府 奈良県	建物	16,448
		構築物	1,281
		機械及び装置	432
		工具、器具及び備品	7,224
		リース資産(有形固定資産)	1,363
合計			26,749

当社は、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又はマイナス見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。

店舗等の使用価値は将来キャッシュ・フローを4.4%で割り引いて算出しております。

当事業年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：千円）

用途	場所	種類	金額
店舗	東京都 京都府 岐阜県 大阪府 愛知県 兵庫県 三重県 奈良県	建物	64,219
		構築物	5,877
		機械及び装置	2,725
		工具、器具及び備品	10,593
		リース資産（有形固定資産）	2,029
合計			85,446

当社は、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又はマイナス見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。

店舗等の使用価値は将来キャッシュ・フローを4.7%で割り引いて算出しております。

（有価証券関係）

関係会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （令和7年3月31日）	当事業年度 （令和8年3月31日）
関係会社株式	9,918,566	10,972,919

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （令和7年3月31日）	当事業年度 （令和8年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	68,803千円	29,497千円
未払事業税	12,980	24,902
未払事業所税	642	660
賞与引当金	11,892	12,672
未払社会保険料	1,815	1,951
減価償却超過額	321,262	216,608
減損損失	422,025	375,076
投資有価証券	34,089	34,089
関係会社株式	1,610,515	1,645,580
資産除去債務	94,254	66,303
役員退職慰労引当金	8,733	8,733
貸倒引当金	-	101,094
その他	30,059	29,745
繰延税金資産小計	2,617,073	2,546,918
評価性引当額	1,897,561	2,005,230
繰延税金資産合計	719,512	541,687
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	172,556	172,514
その他有価証券評価差額金	241,712	198,365
資産除去債務に対応する除去費用	9,716	6,868
繰延ヘッジ損益	6,931	55,357
その他	5,290	3,566
繰延税金負債合計	436,207	436,672
繰延税金資産の純額	283,304	105,015

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	64.4	21.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.4	23.4
住民税均等割	1.1	0.5
評価性引当額の増減	13.1	8.3
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の増額修正	2.6	-
その他	0.3	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7	37.6

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 7 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,088,242	153,912	323,588	235,098 (64,219)	683,468	5,132,395
	構築物	134,009	6,165	36,893	34,323 (5,877)	68,957	807,539
	機械及び装置	46,678	19,549	21,998	19,947 (2,725)	24,281	168,723
	工具、器具及び 備品	423,616	140,918	147,467	154,509 (10,593)	262,558	1,767,389
	土地	2,827,305 [840,950]	-	-	-	2,827,305 [840,950]	-
	リース資産	261,866	5,370	14,307	80,880 (2,029)	172,048	592,559
	建設仮勘定	7,771	400,939	316,044	-	92,667	-
	計	4,789,490	726,854	860,298	524,758 (85,446)	4,131,287	8,468,607
無形固定資産	商標権	345	-	-	95	250	-
	ソフトウェア	110,463	32,750	-	49,174	94,038	-
	リース資産	30,724	-	-	26,202	4,522	-
	その他	15,340	67,780	-	-	83,120	-
	計	156,874	100,530	-	75,471	181,932	-

(注) 1. 当期増加額の内容は次のとおりであります。

建物	改装及び修繕等	149,412千円
工具、器具及び備品	改装及び修繕等	89,959千円

2. 当期減少額の内容は次のとおりであります。

建物	子会社への設備の譲渡	319,581千円
工具、器具及び備品	子会社への設備の譲渡	146,006千円

3. 建設仮勘定の当期増加額は有形固定資産の取得に伴う増加であり、当期減少額は振替によるものであります。

4. 減価償却累計額の欄には減損損失累計額を含めて表示しております。

5. 当期減少額及び当期償却額に、減損損失の計上額を()で内書しております。

6. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	-	321,241	-	321,241
賞与引当金	38,889	40,269	38,889	40,269
役員退職慰労引当金	27,753	-	-	27,753
役員株式給付引当金	32,760	7,077	3,057	36,780

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://srs-holdings.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月、9月末日の1,000株以上所有株主に対し、毎回一律12千円相当(1枚500円の食事券24枚)の株主優待券を贈呈する。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は、令和8年6月16日開催の取締役会において、令和8年9月末日を基準日とする株主優待より、制度を一部変更することについて、下記のとおり決議いたしました。

株主優待券	贈呈基準(変更前)	贈呈基準(変更後)
年間2,000円分(500円×2枚×2回)	-	100株以上500株未満
年間12,000円分(500円×12枚×2回)	-	500株以上1,000株未満
年間24,000円分(500円×24枚×2回)	1,000株以上	1,000株以上

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------------|---|---------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及び
その添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第57期) | 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日 | 令和7年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | | 令和7年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書及び確認書 | 事業年度
(第58期中) | 自 令和7年4月1日
至 令和7年9月30日 | 令和7年11月12日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)
に基づく臨時報告書であります。 | | 令和7年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第12号及び第19号(財政状態、経営成績及び
キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える
事象)に基づく臨時報告書であります。 | | 令和8年4月8日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第12号及び第19号(財政状態、経営成績及び
キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える
事象)に基づく臨時報告書であります。 | | 令和8年5月15日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年6月23日

SRSホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弓 削 亜 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 野 悟

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSRSホールディングス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SRSホールディングス株式会社及び連結子会社の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SRSホールディングス株式会社の令和8年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産12,335,237千円が計上されており、その金額は連結総資産の26.2%を占めている。また、連結損益計算書において、店舗に係る減損損失336,183千円が計上されている（連結財務諸表注記（連結損益計算書関係）3減損損失参照）。</p> <p>連結財務諸表注記（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3.会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載のとおり、有形固定資産は規則的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>減損の兆候が認められた店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回ったものについては、減損損失の認識は不要と判定されている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、経営者が策定した各店舗の事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画には既存店売上高の見込成長率、人件費の増加率等の仮定が含まれている。当該仮定には不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗固定資産の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗固定資産の評価の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 店舗固定資産の評価に関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に、減損の兆候ありとなった店舗の事業計画について、当該店舗の業績推移や外部環境等を参照して事業計画の合理性を評価する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各店舗の事業計画の合理性を評価するため、経営者が採用した主要な仮定について、各店舗に関する当監査法人の理解と比較するとともに、関連部署の責任者に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。これには、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存店売上高の見込成長率について、過去の実績や市場の成長性等との整合性を確認した。 ・人件費の増加率について、過去の実績や外部機関が公表しているアルバイト・パート募集時平均時給調査データとの整合性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、S R Sホールディングス株式会社の令和8年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、SRSホールディングス株式会社が令和8年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月23日

S R Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弓 削 亜 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 野 悟

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS R Sホールディングス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S R Sホールディングス株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SRSホールディングス株式会社の令和8年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産4,131,287千円が計上されており、その金額は総資産の10.2%を占めている。また、損益計算書において、店舗に係る減損損失85,446千円が計上されている（財務諸表注記（損益計算書関係） 4減損損失参照）。</p> <p>財務諸表注記（重要な会計方針）4固定資産の減価償却（又は償却）の方法に記載のとおり、有形固定資産は規則的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>減損の兆候が認められた店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回ったものについては、減損損失の認識は不要と判定されている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、経営者が策定した各店舗の事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画には既存店売上高の見込成長率、人件費の増加率等の仮定が含まれている。当該仮定には不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗固定資産の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「店舗固定資産の評価」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。